

第百八十九回
国会

参議院農林水産委員会會議録第十九号

(三八〇)

平成二十七年九月八日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

八月二十七日

新妻 秀規君

八月三十一日

中泉 松司君

九月一日

武見 敬三君

九月三日

古賀友一郎君

九月四日

武見 敬三君

九月七日

馬場 成志君

九月十一日

堀井 巖君

九月十四日

柳田 稔君

九月十七日

武見 敬三君

九月二十日

古賀友一郎君

九月二十三日

武見 敬三君

九月二十六日

古賀友一郎君

九月二十九日

武見 敬三君

十月二日

古賀友一郎君

十月五日

武見 敬三君

十月八日

古賀友一郎君

十月十一日

武見 敬三君

十月十四日

古賀友一郎君

補欠選任

山口那津男君

補欠選任

武見 敬三君

補欠選任

中泉 松司君

補欠選任

武見 敬三君

補欠選任

古賀友一郎君

補欠選任

武見 敬三君

補欠選任

高野光二郎君

補欠選任

阿達 雅志君

補欠選任

野田 国義君

補欠選任

山田 俊男君

補欠選任

野村 哲郎君

補欠選任

山田 修路君

補欠選任

徳永 エリ君

補欠選任

紙 智子君

補欠選任

阿達 雅志君

補欠選任

金子原二郎君

補欠選任

阿達 雅志君

補欠選任

金子原二郎君

国務大臣

農林水産大臣

副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

農林水産副大臣

小泉 昭男君

古賀友一郎君

高野光二郎君

中泉 松司君

舞立 昇治君

小川 勝也君

郡司 彰君

野田 国義君

柳澤 光美君

平木 大作君

山口那津男君

儀間 光男君

山田 太郎君

林 芳正君

あべ 俊子君

小泉 昭男君

佐藤 英道君

稲熊 利和君

澁谷 和久君

時澤 忠君

大澤 誠君

佐々木康雄君

櫻庭 英悦君

今城 健晴君

今城 健晴君

今城 健晴君

今城 健晴君

今城 健晴君

今城 健晴君

今城 健晴君

今城 健晴君

今城 健晴君

今城 健晴君

今城 健晴君

今城 健晴君

今城 健晴君

農林水産省経営局長

農林水産省農村振興局長

水産庁長官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

奥原 正明君

末松 広行君

佐藤 一雄君

羽尾 一郎君

水嶋 智君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

宮城 直樹君

の説明を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山田俊男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山田俊男君) 農林水産に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○徳永エリ君 おはようございます。民主党・新緑風会の徳永エリでございます。

今日は、農地の中間管理機構について御質問をさせていただきます。

二十六年度末の農地中間管理機構による農地集積の実績について、まずは伺いたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 農業の競争力を高め、成長産業としていくためには、担い手への農地集積、集約化の加速化が重要でございます。日本再興戦略においても、今後十年間で担い手の農地利用面積割合を現状の五割から八割に引き上げると、これを目標に掲げておるところでございます。この目標を達成するために、農地流動化を進める究極の手段として、昨年、各都道府県に農地中間管理機構を整備いたしました。

初年度の平成二十六年度の機構の実績ということですが、まず、リースについて見ますと、借入面積が約二万九千ヘクタール、貸付面積が約二万四千ヘクタール。リースと売買合計で見ますと、借入れと買入れの合計が約三万六千ヘクタール、貸付けと売渡しの合計で約三万一千ヘクタールとなっております。

このうち、担い手の農地利用面積の増加につながったものは約七千ヘクタールでございますが、担い手ではない農業者が認定農業者となったり、集落営農を組織化することにより担い手になったもの、機構を通さずに農業委員会の許可等により

担い手以外の農業者から担い手に土地利用が動いたもの、こういった機構を介さないものも含めると、担い手の農地利用面積は約六万三千ヘクタール増加いたしました。集積率で見ますと、前年度末の四八・七％から五〇・三％へ一・六％ポイント増加しております。

農地中間管理機構は目標達成には至らなかったわけですが、初年度としてはこういう一定の成績を残すことができたと考えております。

農地を貸し付けた出し手、また地域に対する助成措置である機構集積協力金については、平成二十六年度は約八十億円が使用をされております。また、平成二十七年当初予算は九十億円を計上したところでございます。

各県の機構の活動が本格化したしまして軌道に乗っていくに従いまして、機構集積協力金の使用額も増加すると見込まれるところでございますが、都道府県別に造成をしてある基金に残額があるところは、残額をまず活用していただく。基金残高では不足する都道府県の必要額として、この平成二十八年度には約六十億円を要求しておりますのでございます。

○徳永エリ君 貸付、転貸、売買についても御説明いただきましたけれども、以前よりは少し前に進んだのかなという印象を受けましたが、とはいえ、今もお話ございましたけれども、二十六年末までの機構によって新たに担い手に集積された耕地面積は七千三百四十九ヘクタールで、機構とそれ以外から担い手に新たに集積された耕地面積が六万二千九百三十四ヘクタールですから、機構による集積実績は全体の一一・七％になるんですね。

そもそも、農地の集積率を十年間で五割から八割に増やしていくために、年間約十五万ヘクタールの集積目標を政府は立てているにもかかわらず、機構以外も含めて目標の四二％にしか達しておらず、機構だけで見ると目的の僅か四・九％にすぎません。

この実績に対する評価、今大臣のお話は割と前

向きな御評価をいただいているようでございますが、私は、必ずしもこの年間目標からするとそれは言えないんじゃないかなと思っております。改めて、評価と、それと今後どのようにして機構による集積を更に進めていくのか、お伺いしたいと思っております。

○政府参考人(奥原正明君) 平成二十六年度の機構の実績でございますが、ただいま大臣から御説明いたしましたけれども、一定の成果は上げることができたと思っておりますけれども、十年間で担い手に全農地面積の八割を集積する、これが目標でございますので、これに比べれば不十分だというふうにも思っております。全ての都道府県で機構を早期に軌道に乗せて実績を大幅に拡大していくことが必要であるというふうにも考えております。

このため、全県での機構を軌道に乗せていくためにいろいろなことを工夫しておりますが、一つは、各県の機構が積極的に動く組織になるようにそれぞれの役員体制をもう一回再構築をする、これが一つでございます。

それから、もう一つ大事なことは、農地の集積に向けて現場でコーディネート活動を行う担当者の方、これは機構の職員であったり、あるいは委託先の市町村あるいは農協の職員であったり、いろいろでございますけれども、現場の担当者の質量共に充実を図るということ。

それから、三つ目といたしまして、やはりこれ、平成二十四年度からやっております人・農地プラン、地域の農業者の方の話し合い、これとの連動が非常に重要でございますので、市町村が作成いたします人・農地プランの定期的な見直しなど、地域の農業者の徹底した話し合いを推進すること。

それから、四つ目といたしまして、特に機構がその運営に当たりまして、県内の担い手農業者の方と徹底した意見交換をやっていたら、その結果を踏まえて機構の運営を改善をしていただくこと。

それから、五つ目といたしまして、農地の整備

事業、土地改良事業でございますが、これは農地の集積、集約化の大きなチャンスでございますので、この農地の整備事業と機構の事業との連携を強化するということ。

こういった方策を講じていくことが必要だというふうにも考えております。こういったことを今年の七月に国から都道府県の方、それから各県の機構に對しまして要請をしているところでございます。

それから、この初年度、平成二十六年度でございますが、トータルで数字、それほど大きいわけではございませんけれども、各地でやはりいろいろな工夫をさせていただいております。その中の優良な取組をまとめまして、優良事例集ということで本年の七月にこれを集計して各県にまたお配りをし、公表もしているところでございます。

全国で三十六事例載せてございますけれども、地域の状況からのアプローチということで、地域で話し合っていたらその地域の人・農地問題の解決につなげていただいたものが十三事例載っておりますし、それから、機構の場合には農地の受け手については公募制というものを取っておりますが、この公募に応じた受け手の方のニーズに徹底して対応するという形で人・農地の問題の解決を図った事例が八事例載っております。それから、担い手の方々同士で利用権を交換することで農地の集約化を図る、こういった取組として六事例載っておりますし、それから、基盤整備事業、土地改良との連携ももってやったものが六事例載っておりますのでございます。その他も三事例含めまして、全国で三十六事例集めてこの事例集を作っておりますので、こういった取組を更に横に広げまして機構の事業を軌道に乗せていきたいというふうにも考えております。

○徳永エリ君 平成二十七年五月、農林水産省から出されました農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策についてという資料をいただきました。これ、ページを開いてみますと、まず一ページ目、初年度の実績から見た問題点、一番最初に、

農地中間管理機構が、旧農地保有合理化法人の時代から大きく変わっております。地域農業のディベロッパーとしての自覚が十分ではなく、またそれにふさわしい役員等の体制になっていないところが多いとありまして、その下をずっと見ていくと、したがって、客が来るのを待っている不動産屋ではなく、地域農業の将来をデザインしていくディベロッパーとしての意識が十分でないとか書かれておりまして、私、農協法の審議の中でも、推進委員に關してこのディベロッパーとか地上げ屋とかということにこだわっておりますけれども、何となく、規制改革会議の資料なら分かるんですけども、農林水産省から出された資料にどうもこのディベロッパーとか不動産屋という、こういう言葉を使うこと自体が、人はこれ思っていないことは口にはしない書かないんですよ、やっぱり意識の中にあるんじゃないかという気がして非常に気になるんですが、これ、農地中間管理機構はディベロッパーなんですか。大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(林芳正君) これは、御案内のように例え話ということでございます。別に建設業とかディベロッパー業をやろうということではなくて、考え方として、今までは相対で、貸したい人がいればその人の代理人になって借りたい人を探すと、こういうことでやってまいりましたが、なかなか集積が進んでも集約まで至らないと、こういうことになるわけでございます。

やはり大きな一枚の田や畑にしていって、こういうことも一緒にやっていくということは大変大事でございますし、ITが進歩しまして農地ナビというのものがつくられるようになってまいりましたので、やはり地域で、民主党の時代からやっていただいております人・農地プラン、こういうものも活用しながら、地域全体としてどうしていくのかと、そういうことをしっかりと戦略的に考えを持ちながらやっていくという意味で、そういう例えで言えばディベロッパーであって、不動産屋ではなくてディベロッパーと、こういう例えで使った

ところでございまして、何かそういう商売でどんなもうけていこうと、こういうことでこういう言葉を使っているわけではないわけでございます。

○徳永エリ君　ただ、開発業者というのは、大規模な宅地の造成とかリゾート開発、それから再開発事業とか、それからビル建設やマンションの分譲など、事業の主体になるのは団体や企業なわけですよ。農地の集積とはその目的、それこそ理念が全く違うというふうに思うんです。大変に私はやっぱり違和感を感じるということを申し上げておきたいと思ひます。

それから、二十五年十二月五日の、これは附帯決議の一番目、一項目ですけれども、この農地中間管理事業の推進に関する法律、「農地中間管理機構が十分に機能し、農地の集積・集約化の成果をあげていくためには、地域における農業者の徹底した話し合いを積み重ねていくことが必要不可欠である。」とのため、人・農地プランの作成及びその定期的見直しについては、従来以上に強力に推進すること。農地中間管理機構は人・農地プランが策定されている地域に重点を置くとともに、人・農地プランの内容を尊重して事業を行うこととする」と、そうなっているわけで、先ほど局長のお話からも人・農地プランという話がありましたけれども、やっぱりディベロップパーとしての感覚というよりは、やっぱり地域の話し合いを軸にして、そこを尊重しながらしっかりと農業、農村の未来を考えていくということが非常に重要な点だと思いますが、改めてその点についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(奥原正明君)　御指摘のとおりでございます。農地を動かすためにはその地域の農家の方々がもう徹底して話し合う、この人・農地プランの発想が一番重要だというふうに我々は思っております。

先ほどからディベロップパーの話が出ておりますけど、これは機構の役員の方々にそういう意識を持っていただくという意味で言っていることでございまして、建設をしるか否かという話ではもちろんございせん。従来の農地関係のいろんな組織については、本当に貸したい方あるいは借りた方、これ来るのを待っているという、そういう姿勢が非常に強かったんですけれども、今回はこの人・農地プランとかこういうことを、むしろ機構なりあるいは委託先の市町村が積極的に動いていく、まさに地域の話し合いをどんどん推進をして、円滑に農地が機構に集まってきて担い手の方にうまく貸していけるような、こういう状況をつくらうと、こういうことで申し上げておりますので、ベースはあくまでこの人・農地プランだということに思っておりますし、現在も各県機構に対してはその点を徹底して指導しているところでございます。

○徳永エリ君　農地中間管理機構がディベロップパーとしての自覚を持って、推進委員が地上げ屋のような人が入ってきたら、これ、とても私たちが考えているものとは違うものになってしまますので、そこはあくまでも人・農地プランを重視するという観点からしっかりと取り組んでいただきたいということをお願い申し上げます。

それからもう一つ、この軌道に乗せるための方策の中で気になることがあったんですが、農地の出し手、地域に対する補助金については、当該県の担い手の利用面積の拡大分に応じて算出した金額の範囲内で、各県が当該補助金の単価等を自由に調整できるようにするなどの見直しを検討するとなっておりますが、これ具体的にどういうことなのか、御説明ください。

○政府参考人(奥原正明君)　この点は二十八年度の予算の概算要求の中に盛り込んでございますけれども、従来から、農地の出し手の方、これは個別の経営者の方ですけれども、これに対する補助金と、それからまとまった面積を出していただいたその地域に対する補助金と両方ございます。両方合わせて機構集積協力金という言葉で呼んでおりますけれども、この補助金につきまして、十年

間で担い手を使う面積を五割から八割にちゃんと上げていくために有効に使っていただくと、この効果を上げていただくのであれば、その単価等についてはできるだけ県内で自由に調整ができるように工夫しようということを盛り込んでいるところでございます。

原則として、担い手の利用面積の拡大分、これに応じて算出した金額、これは面積に上限単価を掛けるということになります。この金額の範囲内で各県がその補助金の単価等を自由に調整できるようにすると、こういう形のものを現在要求をしているところでございます。

○徳永エリ君　新たに担い手に貸し付けられる耕作地を増やしていくために、いわゆる機構集積協力金にインセンティブを付けていくと、こういう理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(奥原正明君)　この機構の目的は、担い手のところに農地を集積していくということと、それからもう一つは、使いやすさ、まとまった面積にする集約化と両方含んでおります。ただ、十年間の目標としては、担い手を使う面積、集積の方で現在五割を八割にする、これが大きな目標になっておりますが、それと併せて集約化も推進すると、こういう話になっております。

したがって、従来からやっております機構集積協力金については、集積の分と集約化の分と両方を視野に入れて補助金は使えるようになっておりますけれども、集約化だけにお金が使われてしましますと、金は出ていったものの実際には集積がほとんど進まなかった、五割から八割に向かって進んでいかなかったということになりますので、これは集積のところを常に意識する形で仕事をしたいと、そのときの単価についても県内でやりやすい工夫をしていただく、こういう趣旨で現在要求をしているところでございます。

○徳永エリ君　そこで、ちょっと申し上げておきたいんですが、九月一日の日農新聞に北海道の置戸町のことが記事になっていました。小麦やパレイシヨ、てん菜や豆など畑作物を経営主体とする

五百ヘクタールを超える超大型の法人が発足することが決まったという記事であります。

実際にはまだ、これから法人登録をして、中間管理機構から貸し付けてもらうために法人が公募に対して応募をしなければいけないという段階だということでありまして、置戸町は人口は約三千人なんです。高齢化率が四〇％を超えているんですよ。限界集落です。したがって、担い手不足、後継者がいない農家は離農せざるを得ないという状況だったんです。地域を守るためにも、これ以上離農を増やさないためにも、耕作放棄地を出さないためにも、農協、町、それから農業普及改良センターなどが検討委員会を今年の四月に発足して、地域の未来を考えて畑作農家十三戸と酪農家一戸で法人を設立することを決めたそうです。

それぞれの農家が中間管理機構にこれから農地を出して、法人設立後に中間管理機構の公募に応募してその農地を法人としてまとめて借りるということになるわけですが、今のよう、当該補助金の単価を自由に調整できるとか、あるいは優先順位を決めるというふうなことになると思います。と、担い手から担い手へ農地が移動するだけなので、この場合には、五割から八割に集積する目標に対して貢献をしているということにはならないと、優先順位が下がるとか、そういうことになると大変に困るわけですね。地域の話し合いによって法人設立を決めたわけで、地域を守るといふことと、それから農業経営を安定的に継続するといふことで、まさに地域の話し合いによって決めたこととでありまして、集積実績に貢献しないから優先順位を下げるということでは非常に困るんです。

この集積協力金に関しても、置戸町の場合には、みんな小さな農家ですから、そのお金を圃場の大区画化に使ったりとか、それから基盤整備に使ったり大型機械の投資などに使いたいということでありまして、それぞれのケース、地域の事情もしっかりと考えていただながら対応していただ

きたいということを申し上げておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) この今お触れいただきました置戸町の事例は、中山間地域の畑作地帯で、高齢化、後継者不足、こういうものが懸念をされます。地域内の農業者が話し合つて一つの農業法人をつくつて、中間管理機構を活用していただいて、その法人がまとまった農地を利用できるようにするものであると、こういうふう聞いております。

今お話があつたように、参加される農業者の皆さんも担い手ということで集積率は向上しないというところでありますが、しかし、やはり農業者が一つの法人を設立することによって経営体制が強化をされる、それから、担い手である一つの法人がまとまった面積を利用していただけるということで、農地利用の集約化に資する大変有意義な取組であると、こういうふう考えております。

したがって、こういう形の農地中間管理機構の活用ということについても円滑に進むように支援をしたいと考えております。

各都道府県に造成した基金から交付をしております機構集積協力金ですが、担い手の農地利用を十年間で五割から八割に引き上げるといふ先ほどの目標がございますが、集積率の向上に資するものを優先的にするようにお願いはしておりますけれども、農地利用の集約化に資するものにも活用できると、こういうふうにしておりますので、是非個別地域への交付につきまして都道府県とよく御相談をいただければというふうに思います。

○徳永エリ君 ありがとうございます。

国から道に対して、それぞれ調整をしてくださいというふうな話がほんと下りますと、道の方がきめ細やかに見てくれるかという、なかなかこれ難しいと思いますので、是非国の方から個別にきちんときめ細やかに対応するようにということも添えて指示をしていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ気になることなんですけれども、公募があつてそこに対して応募してくるわ

けですけれども、どこに農地を貸すかというのは中間管理機構が応募のあつた中から決めていくということになるわけですが、多分置戸の場合は大丈夫だと思ひますけれども、地域によって、法人化しようということでも応募するということになつても、幾つかの応募が重なるという場合も考えられると思うんですね。地域の皆さんのプランどおりに機構から農地を貸し出してもらえないケースというのもしかしたらあるのかなと。

幾つか重なつたときに、ああ、この地域の将来のことを考えたなら、地域の話し合いとはいひながら、こつちに貸した方がいんじゃないかというふうな機構が判断するというケースもあるのかなと思ひまして、そこが大変心配なんです、その辺りはいかがなんでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) この貸付先の決定ルールでございますが、これは機構が作成をしまして都道府県知事の認可を受けると、こういう仕組みになつております。そして、そこで、地域農業の健全な発展を旨として、公平かつ適正に貸付先を決定するものでなければならぬと、これが法律の八条でございます。

各都道府県機構の事業規程には、農地の貸受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圖の解消に資するものであること、それから、既に効率的、安定的な経営を行っている農業者の経営に支障を与えないこと、それから、新規参入した者が効率的、安定的な経営を目指しているようにすること、借受け希望者のニーズを踏まえて公平、適正に調整することが基本原則として定められております。

この原則を踏まえて、地域内の担い手の話し合いによつて担い手の利用農地の集約化を図るような場合には、担い手の話し合いの結果を前提として貸付先を決定すると、こういうことになつておるところでございます。

○徳永エリ君 ありがとうございます。しっかりと今おっしゃつたようにやつていただきたいとい

うふうに思います。

家族経営農家の方は、長いこと自分で個人でやつてきて、地域の話し合いがあつてみんなでもまとまつてやろうといつてもなかなか、あいつとはやりたくないとか俺は一人がいいとか、あるいは所得の格差なんかもあると、非常に難しいこともたえてまとまつて法人化してみんなでやつていこうということ、この置戸のケースも非常にうまくいくと、本当に限界集落とか担い手のいない地域にとつてはある意味モデルケースというか希望にもつながつていくと思ひますので、しっかりと対応していただきたいということを改めてお願い申し上げます。

次にいきます。

少子高齢化に伴つて多くの問題が起きています。働き手、人手不足の問題は大変深刻です。農家の播種、作付けの時期や収穫の時期のパートさんや出番さんの人手が足りなくて大変に困つていふという状況を現場からよく聞きます。農林水産省は、労働力を断続的に確保するために、厚労省等と連携をして、二十六年から援農隊マッチング支援事業一億円の予算を付け取り組み始めました。二十七年度も同じ事業に八千万円の予算が付いていきます。

これ、具体的にどのような取組をしているのか、そしてその成果は上がつていふのか、お伺ひいたします。

○政府参考人(今城健晴君) 援農隊マッチング支援事業についてのお尋ねでございます。

先生御指摘のとおり、収穫期の農繁期に一時的に必要となる農作業を補助する援農者を確保、育成しまして組織化するといった取組を支援しております。本事業は、全国推進事業と地区推進事業から構成されまして、事業実施主体は公募で選定しております。

全国推進事業におきましては、援農隊の取組に関します全国的な情報交換のための会議の開催、あるいは援農希望者向けハンドブックやリーフ

レットの作成、援農求人票など共通フォーマットの作成、さらには援農隊のような取組の優良事例集の作成、こういった取組を支援しております。現在、株式会社パソナ農援隊が事業実施主体となつております。

また、地区推進事業におきましては、農家、農業法人の必要とする労働力のまず把握をしまして、援農者への研修セミナーの開催、農業未経験者を含む幅広い人材から成る援農者を援農隊として組織化するという取組を支援しております。

二十七年度の事業実施主体は全国で十八ございまして、内訳としましては、府県が七、NPO法人が三、農業者が組織する団体が三、市町が二、協議会が二、JAが二というふうになつております。

このように、本事業では様々な取組を行つておるところでございますが、今その実施の具体化というところでございますが、先ほども申し上げました地区推進事業で十八の援農隊といふものの核が組織されておりますが、その中で幾つかのところについては実際に援農隊の活用ということがされていふというふうに聞いております。

○徳永エリ君 二十八年度の概算要求では、農業労働力最適活用支援総合対策事業では、新規で五億円要求しているわけですね。事業名も変わつて予算の概算要求額が大きく増額となつたわけですが、その理由についても御説明いただきたいと思ひます。

○政府参考人(今城健晴君) 委員御指摘のとおり、二十八年度の概算要求におきましては、農業労働力最適活用支援総合対策事業という名前前で五億円という概算要求をしております。

これにつきましては、マッチング支援事業につきましては、農業未経験者を含む幅広い人材から成る援農者をモデル的に育成、組織化して、主に繁忙期の労働力確保のために主眼として各産地において活用するというところでございまして、今回概算要求しておりますこの最適活用支援総合対策事業は、それも含みますけれども、更に農作業

を専門的に受託する農業サービス事業体による農作業の外部化、分業化の推進、こういうことも視野に入れて、大きくくんで労働力の最適活用を図る仕組みを構築していくと、こういうことにしているほか、さらには労働力そのものを軽減するというところで、そういう機械、例えばアシストスーツ等の共同利用の支援とか、そういうものを含めまして総合化して要求させていただいているということでございます。

○徳永エリ君 先ほどの御説明にもありましたけれども、援農隊マツナグ支援事業、全国推進体制というのを見ても、全国推進事業の事務局が株式会社パソナ農援隊ということでありまして、多少偏見はあるかもしれませんが、またパソナかという感じがありませんが、公募というお話がありました、二十六年度も二十七年度も事務局はこの株式会社パソナ農援隊が担っているわけでありまして、ほかにも公募をしてきたところはあったと思いますけれども、パソナが事務局を担うようになった経緯について、詳細をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(今城健晴君) この公募主体ということでございますが、公募期間は平成二十七年、今年の二月四日から二月二十日という二週間強の期間を設けまして、その公募書類について、生産局長が設置する選定審査委員会について、審査基準に基づき応募団体ごとに審査を行って、最も得点が高かったということで選定しております。

なお、委員御指摘のとおり、二十七年年度の応募者数は三個ございましたが、引き続きここが一番得点が高かったということでございます。

○徳永エリ君 得点が高いというのは、どういうところの得点なんでしょうか。

○政府参考人(今城健晴君) いろいろございますけれども、やはり全国的な情報収集、整備のキャパシティーですとか広角的な育成方法の検討、それから情報交換の促進ということで、最も能力が高いというふうな我々が判断したということでございます。

でございます。

○徳永エリ君 一つ申し上げておきたいんですけども、現場からいろいろと御意見が聞こえてきているんですが、人材派遣のところからいわゆる派遣で農家の手伝いに来る方々の質というところが非常に問われておりまして、来てくれたはいけれども何もできない、何もしない、やる気もない、ただただ人を送り込んできても困るんだと。やっぱりしっかりと農家の手伝いに入ったときに手伝いができるように、役に立つような人材育成をしつかりしていただかなければいけないというふうに思います。

パソナは派遣会社でありますから、そういうノウハウは持つておられると思いますので、現場からは余りいい話は聞かれませんので、しっかりと人材育成という部分に力を入れていただくと、これをお願ひしたいと思ひますし、それから、これ、パソナの役割、この資料で見ても、お手元の資料を見ていただきたいと思ひますが、全国会議、定例会議、情報交換、事業PR、各種リーフレット作成、フォーマット作成講師の紹介、優良事例集の作成等々となつていますけれども、こういうことをパソナがしているということですね。そして、地域の推進事業の中に取入れているということだと思ひますけれども、やっぱり事務局がどういふ講師を地域に送り込むのかとか、あるいはどのような指導の仕方をしていくのかということがすごく重要だと思ひますので、もつと中身もしっかりと精査をしていただいて、ただ、その公募の中で選ぶときに点数が高かったからパソナというのではなくて、やっぱり具体的にどういふことに取り組んでいて、どういふ成果を上げているのかということがすごく重要だと思ひます。

が上がつているのか、地域やそれから現場からの評判はどうなのかということも含めてしっかりと検討していただきたいということを申し上げたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 農業就業者や農村人口の減少、高齢化、こういうことによつて労働力不足、こういうものが進行しておりまして、収穫等の作業、ピーク時や規模拡大に合わせた労働力の確保、これが産地において大きな課題となつております。

今御指摘いただいた人材派遣会社の事例については個別に承知をしておりますけれども、産地において労働力を確保する際には、やはり一般論として申し上げても、作業の内容に応じた技術、能力などを身に付けた人が適切に確保される、これはもう大変重要なことだと認識しております。

二十八年年度予算で概算要求しております農業労働力最適活用支援総合対策事業は、産地単位での労働力の募集、育成、産地への労働力提供などを一体的に行う取組を支援するものでございまして、この事業で産地段階の取組ということで、必要としている人材について技術や能力等も含めてニーズをまず的確に把握をする、それからニーズを踏まえて人材を募集する、そして必要に応じて、各都道府県に普及指導員いらつしやいますので、こういう方々も活用しながら農業技術を習得するための研修も行う、そして産地のニーズとのマッチングを行つて労働力を提供する等々、こういう仕組みをしっかりと構築することによつて、産地が必要とされておられる労働力を的確に確保できるように検討していきたいと思つております。

○徳永エリ君 よろしくお願ひしたいと思ひます。

二十七年度は八千万円の予算が付いていて、その二割がパソナに行つていてということでございます。二十八年は五億円とかなり概算要求では予算額が増えているわけですから、有効に活用していただきたいということをお願い申し上げます。

たいと思ひます。

それと、この委員会でも何度も申し上げましたけれども、農業というのは非常に危険な仕事ですから、ですから、やっぱりある程度の技術、それから、研修をしっかりと受けていないと死亡事故につながるようなケースも否めなないと思ひますし、それから、地域にとつては知らない人が入つてくるわけでありまして、そのことによる様々な問題も懸念されるのでありますので、トラブルが起きないようにしっかりと対応していただきたいということを申し上げます。

次に、やはり少子高齢化による人手不足、物流の現場でも大変深刻な問題になっております。

野村先生の御地元九州や私の地元北海道では、収穫した農産物を関東や関西の消費地まで輸送ができないという問題が実は起きています。その理由はトラックが足りないということなんです。ドライバーが不足していて町の運送会社が廃業に追い込まれるなど、トラックが十分に確保できないということで、関東や関西の消費地まで農産物が運べないということで、これももう二年ぐらい前からですね、現場に行くと、もうとにかく物流の問題が深刻なんだと、鉄道貨物を何とかしてくれないかとトラック運転手さんを増やす方法を何か考えてくれないかと随分言われていたんですけれども、ますます深刻な状況になつていふやうであります。

まず、国土交通省にお伺ひいたしますけれども、トラック業界が抱える課題、そしてトラックドライバーの現状と不足している理由について、そしてその課題解決への取組についても併せてお伺ひしたいと思ひます。お願ひいたします。

○政府参考人(宮城直樹君) 御指摘のとおり、トラック運送業は現在深刻な人手不足に直面してございます。

一例を挙げますと、平成二十六年年度の数字でございますが、有効求人倍率、これが、全産業では一・〇〇倍でございますところが、トラックドライバーについては一・五五倍。具体的に申し上げます。

ますと、三十万人の求職者に対して求人が五十数万人あると、このような状況になってございます。これに加えまして、二十九歳以下の若年者の割合、これが一〇％を切っております。このように高齢化が進んでおりまして、長期的には人手不足の状況が一層深刻化する、このようなことが懸念されるところでございます。

国土交通省といたしましては、トラックドライバーの確保のため、まずその労働条件を改善していくこと、これが重要であると考えてございます。そのため、適正な運賃を事業者が受け取ることができるようになること、それとドライバーの長時間労働を抑制すること、このようなことに取り組んでございます。

これに加えまして、採用の進んでおらない女性あるいは若者に対して、この業界というものをアピールすべく、トラガールプロジェクト、トラガールといえますのはトラックドライバーガールの略でございます、などの取組を進めてございます。

また、先ほどマッチング等ございましたが、ITを用いまして輸送車両等のマッチングを行いまして、複数のドライバーや事業者が長い輸送行程を分担しまして、女性や若者が地元近くで短時間だけ勤務すること、こういったことを可能にするような、これを中継輸送と申しておりますが、この導入を進めるなどの取組を進めてございます。

これに加えまして、宅配あるいはコンビニの集配に多く用いられます総重量七・五トンまでの車、これを十八歳、高校卒業直後でございますが、から運転することができるようになる準中型自動車運転免許というものが、本年六月に成立しました道路交通法の一部改正により措置されました。これを人手不足解消の一つのチャンスと捉えまして、その円滑な施行に向けて業界や関係機関等と調整を進めているところでございます。

国土交通省といたしましては、今後ともこのような取組を推進していくことによりまして、我が

国の経済と国民生活を支える物流の担い手の確保に努めてまいりたいと、このように考えてございます。

○徳永エリ君 国土交通省としても大変にトラックドライバー不足というのは深刻な問題だと受け止めておられて、今も御説明にありましたように、様々な取組を行っているということはよく分かりました。しかし、現実にはなかなかトラックドライバー不足の解消には至っていないわけでありまして、果たしてこの取組が成果が上がるかどうかというところも大変に今の社会状況を見ても疑問がいつばあるところであります。

そこで、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、鉄道貨物輸送、ここにしっかりと力を入れてもらいたいというようなお話がいろいろなところで聞かえてきていますし、実際には今、鉄道貨物を利用する、鉄道貨物で輸送するというケースが非常に増えてきているということでもあります。

トラックに関しては、これから東京オリンピック・パラリンピックなどもありますから、人も物もほとんど東京に集中するということがありまして、地方に行けば行くほど恐らく大変な状況になると思われますので、やはり鉄道貨物輸送というところを真剣に考えていかなければいけないと思うんですね。

少ない労働力で大量に運べるということもありまして、それから、環境省ではCO₂削減の観点からもトラックから鉄道貨物へのモーダルシフトを進めようという動きもあるようであります。鉄道貨物輸送は十トントラック六十五台分を一回の運行で運べると。運転手さん一人でトラック運転手さん六十五人分を賄うことができるということ、を国土交通省から伺いまして、すごいなと思ったんですけれども。

そこで、鉄道貨物輸送の現状と抱える課題についてもお伺いしておきたいと思えます。

○政府参考人(水嶋智恵) お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、貨物鉄道は少ない労働力で大量の貨物を輸送することができるということ

でございます。近年の物流業界における労働力不足に対応するという観点から、貨物鉄道への期待が大変高まっているというふうに認識をしております。また、貨物鉄道は二酸化炭素の排出量が営業用トラックの約九分の一というところでございまして、地球環境にも優しい大量輸送機関として、重要な役割を果たしているということでもございます。

こうしたことから、私も国土交通省といたしまして、貨物鉄道へのモーダルシフトというのを進めていく必要があるというふうに考えておりまして、具体的な支援策といたしまして、まず、十トントラックと同じサイズの三十一フィートコンテナ、これを貨物鉄道事業者などが導入する際の経費の補助を行ったりとか、あるいは国際海上コンテナをそのまま鉄道で輸送できるようにするというのが一つモーダルシフトを進めていく上での鍵というふうに言われておるわけでございますが、そのために低床貨車、床が低い貨車でございまして、そういったものも試作や運行試験、そういったことなどモーダルシフトへの取組を支援してまいりたいというふうに考えております。

○徳永エリ君 お手元に資料を配らせていただきましたけれども、鉄道による北海道発着貨物輸送の状況という資料でありますけれども、北海道はかなりの量を鉄道貨物に依存しているというところがあるんですが、しかし、皆さん御案内のように、このところJR北海道、いろいろ事件とか事故とか様々な問題がありまして、大変に厳しい状況であります。

この鉄道貨物の問題も、今御説明がありましたこと以外に少し御指摘をさせていただきたいと思うんですけれども、まず、運賃の実態が適正運賃から大きく懸け離れているようなんですね。五トンで適正運賃というのは六万円から六万五千元ぐらいということなんです。小泉構造改革によって規制改革が行われて以降、トラック輸送との間でダンピング競争に巻き込まれておりまして、これまで適正価格の五割から八割下げて仕事

を受けてきたということがありまして、このところ需要に伴って少し鉄道貨物輸送の運賃が上がったというような話を現場から聞くんですが、需要が増えたから上がったというわけではなくて、今までも五割から八割適正価格から抑えて、大変に厳しい状況だったということがありまして、昨今、トラックも少しこの運賃を上げたということで、それに伴って、まだまだ適正運賃には届いていないけれども少しだけ上げられたというのが実態なんだということを御理解いただきたいと思います。

それから、鉄道貨物会社は旅客会社にレールの利用料を払っているわけですね。アボイダブルコストルと言ったそうなんですが、これが毎年増加しているというところであります。特に、JR北海道はこの一連の事故などの事象を受けて保守費用が増大している、それがレールの利用料に乘っけてきているということでもあります。

それから、来年三月の北海道新幹線の開業に伴って、青函トンネルは新幹線と貨物列車の運行ダイヤの調整が大きな問題になってきます。新幹線が十三本、貨物、通常は四十八本ということなんです。最大で五十一本走ることになるんです。先日、フェリーの事故がありましたので、今、更に二つぐらい運行を増やしているんですね。そういうような状況でありまして、ダイヤが非常に過密になることが想定されるわけでありまして、新幹線優先のダイヤ調整が行われれば北海道の物流全体に大変に大きな影響を及ぼすことになるという、非常に重要な問題があります。

それから、青函トンネルの中での擦れ違いスピードの問題というのもありまして、新幹線のスピードが速いんです。コンテナにゆがみが出るということもありまして、もつともっとスピードを速くするんだという流れの中で鉄道貨物輸送を考えたときには、このスピードというのは非常に問題があるということも御理解をしておいていただきたいと思います。

それから、先ほどお話がありました、十トン

トラックと同じサイズの三十一フィートコンテナの導入、それから四十フィートの国際海上コンテナを積載してトンネルに入れるようにするためには低床貨車の導入もしなければいけないということで、これも大変に急がれるんですが、これも環境省のエネルギー対策特別会計予算で今実証実験中ということでありまして、まだまだ実際の導入には至っていないということで、これも急がなければなりません。

それから、輸送障害が発生したときの代替輸送時に使用できる、全国どこにでも入って行けるという新形式ディーゼル機関車、この導入も必要だということで、これは二桁の億掛かるわけでありまして、ここもしっかりと支援していただかなければならないというふうに思っております。

農林水産省も、二十七年予算から初めて物流に関する予算を付けました。青果物流通システム高度化事業一億円ということでありまして、これ、具体的にどのような事業なのか、申請や採択された取組など御説明をいただきたいと思っております。

○政府参考人(今城健晴君) 委員御指摘のとおり、二十七年、この事業を実施しておりますが、御指摘のとおり、トラックドライバーの不足等により青果物の輸送をめぐる状況が年々厳しくなっているという現状を踏まえまして、トラックに代わる輸送手段でありますとか、より効率的な輸送法の確立などは喫緊の課題であるということから、この青果物流通システム高度化事業を措置したという経緯がございます。

具体的には、全国推進事業により最新の輸送技術の情報発信、全国各地における現地勉強会やセミナーの開催等を支援しますとともに、地区の推進事業におきましては、各産地の実情に応じて新たな輸送手段の確保、あるいは輸送資材の転換による流通コストの削減等に係る実証試験というものを支援しておりまして、青果物流通の効率化を推進しているところでございます。

○徳永エリ君 物流体系を抜本的に見直さなければいけないという状況の中で、この一億円という

予算が多いのか少ないのかよく分かりませんが、けれども、二十八年度の概算要求では、物流に関する支援、新しい野菜産地づくり総合対策事業二十八億円の内で物流に関する支援をするということですが、これ、今までより増えるという理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(今城健晴君) おっしゃるとおり、二十八年度概算要求につきましては、青果物流通の予算を全体の予算の中にくるんで増額しておるわけでございますが、具体的には、新たな輸送システムの導入等を目指した対策を講ずるという形で、まだ全体の仕組みというものも含めて詰めていかなければなりませんので、額が具体的にどうなるかということまでちょっと申し上げにくいんですが、少なくとも、産地と消費地をつなぐ流通体制の効率化、強化という観点から、必要な額について要求していきたいというふうに考えております。

○徳永エリ君 今日の問題提起という形で、これからしっかりとこの委員会でも物流の問題に関しても議論していきたいと思っておりますけれども、トラック運転手不足やCO₂削減などの環境の問題から、鉄道貨物輸送や船舶輸送などに切り替えるために解決しなければいけない問題が山積しているということとは、ごく一部ですけれども、今日も御理解いただいたんじゃないかと思っております。

我が国における早急な物流体系の見直し、特に鉄道貨物に対する期待が高まっている中、鉄道貨物会社の経営支援という観点ではなくて、我が国における物流体系における中心としての鉄道貨物輸送の環境整備は喫緊の課題だと思います。また、農産物の輸送コストは生産者にとっても大きな負担になります。生産者が三で実需者が一というところでもありますので、生産者負担の軽減という観点からも、農林水産省も省庁を超えて取組をしっかりとお願いしたいというふうに申し上げておきたいと思っております。

最後に、国土交通省それから農林水産省、そして農林水産大臣にも、この物流に関して御意見

を賜って、私の質問を結びたいと思います。

○政府参考人(羽尾一郎君) お答え申し上げます。

御指摘のとおり、物流そして農産物の輸送を円滑に進めるということにつきましては様々な課題があるということは認識いたしております。

特に、農産物の物流につきまして、あるいは先生の御地元北海道の食品の物流に關しまして申し上げますと、やはり輸送量に季節変動があるというところ、そして、生産地から消費地に一旦輸送した後戻る貨物につきましては、いわゆる空荷、これは荷物を積載せずに運行すること、そういう状況になりやすいと、こういった課題もございまして、さらに、北海道につきましては、先ほど来御指摘ありましたように、道内のトラックによる陸上輸送だけでは完結しないので、そこから鉄道、船舶あるいは航空による輸送が必要となる、こういったものとトラック輸送とをいかに効率的につなげていくか、こういう効率的な輸送というものが課題でございます。

国土交通省といたしまして、そういった課題を見据えながら、農林水産省さん、あるいは関係物流事業者さんと連携しながら、農産物を含む貨物の例えば積載率の向上、先ほど申した帰り荷の確保による空荷状況の縮小、こういった点を含めた物流の効率化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○国務大臣(林芳正君) 今、先生の御質疑を聞いておまして、私自身も大変勉強になったところがございますが、せっかくお話し、青果物ですから、野菜等を作っても、流通できちんと新鮮なまままで消費者の下に届けられる、こういうことがありませんとせっかく作ったものがおいしく食べられないと、こういうことになりますので、いろいろな課題あるということでございます。

国交省とも連携をしながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○徳永エリ君 ありがとうございます。

○儀間光男君 おはようございます。

本委員会へ来て二年余りなんですが、初めて二番バッターを務めさせていただきます。席を譲った両党に対し感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、サンマについてお尋ねするんですが、これはさきにロシア側が発表したサケ・マスの刺し網漁、これも関係なしとしないので、関連しながら質疑をしていきたいと思います。

まず、日本のサンマ漁、サケ・マスもそうですが、その水域は日口の二百海里水域内を主漁場として操業しております。

ただ、今年に入ってロシア側がサケ・マスの刺し網漁を、突如その制当を制限するということが発表があって、サケ・マスの漁民をびつくりさせておるんであります。北海道の関連する漁協等の発表によると、その制限を受けての漁獲量、金銭ベースでいうと実に二百五十億円にも上るといふ漁協の試算が発表されました。この事実は、我が国のサケ・マスの漁の存続さえも危機にさらしているという関係者は心配されているゆえんだと思っております。

さて、サンマ、これは、北太平洋での各国の操業状況を見ますと、日本、ロシアは両国内の二百海里水域内で操業しておって、他の三国は、いわゆる公海と言われる日本の太平洋側の公海、四百キロ以上沖の公海上での操業をしております。公海上での操業でありますから、これに対するルールというのか、制限というのは全く課されていなくて、自由放題に捕りたい放題に、あるいはいろいろな漁具を使ってやっているのが現状であります。

そういう事実は、私は度々カツオ、マグロで言いましたが、あの漁法でやっていくという、捕り続けるといって、遅かれ早かれサンマの資源の枯渇、これがやってくるわけでありまして、これが心配されて、先頃、北太平洋漁業委員会ができた背景であると考えます。

したがって、この公海上でのサンマの漁獲とか操業法とか、あるいは、何というんでしょうか、

漁網とか、あるいは船の総トン数とか、そういうものを国際社会の中で制限する中でやっていかないうちと、さっき言ったように、サンマの資源の枯渇は間もなくやってくる、こういうふうに言っても言い過ぎではないと思います。

サンマといえば、林大臣もお好きだと聞きましたけど、私たち日本人の食生活には欠かせないものでない、実に庶民の食文化の一つであります。庶民の味として古くから目黒のサンマが言われておりまして、海洋たんばくの摂取源の一つであるわけでありまして、したがって、これはなくてはならない、まさに健康食品そのものであると私は理解しております。

そのサンマが、毎年漁獲が減少をしておると。その結果、つまり市場では供給が少ないわけですから、いよいよ値段が上がり、高級魚となって庶民の食卓から消えていくのではないかと、いうような危惧さえされているわけでありまして。

私たち日本は、海洋国日本として、この海洋生物の資源管理は私たちにとって最も重要な政策の一つだと、こういうふう認識しているのではありません。したがって、国際社会の中にあつて日本が果たせる役割も、これまた重にして大であるというふうな認識も同時にするわけでございます。

サンマの生態を少し資料で見ますという、サンマは、日本の西太平洋で産卵、ふ化されて、それからずっと公海上に出て回遊しながら北上し、千島列島辺りでウターンをするんだそうですね。ウターンをしてロシアや日本の二百海里水域に入ってくるということですから、太平洋を左回りに行くんです。運動会回りですね。左回りに行ってロシアや日本に届く。したがって、公海上で操業する台湾や韓国や中国、この国のサンマ漁の人たちが、漁民がつまり先取りをしよう。しかも、大量に先取りするということから、日本沿岸、ロシア沿岸の沿岸漁業の漁獲が減ってくるということ、今大変問題化されているわけでありまして。そういうことも含めて聞いていきたいんですが、いいますが、いわゆるこの状況を打開するにはどう

いうことをやればよいのか。それは、サンマがカツオ、マグロとも等しく、サンマの生命の、命の連鎖という、魚、海洋生物の生命の連鎖は、これは人間がコントロールしてないんです、今のところ。全て自然のまま、自然の生態系の中で命の連鎖が行われて、私たちに食料として供給されているということから見るという、ここは、きちっとやっぱり我々人間の力で、管理能力でもってその資源を枯渇をさせないように育み、育てて、そして食卓へというサイクルをきちっと守っていかなければこの資源はいつか枯渇をする、つまり資源は有限であるということだと考えておりまして、ここはしっかりと国は対応している、かなきゃならない、こういうふう思っておりますが、まずは、具体的な質問に入る前に、大臣に所見を賜りたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 先ほどから、いつ先生に私がサンマが好きかということをやったのかと思ひながら、御明察のとおりでございますし、もう聞いたばかりで、お昼御飯の前でございますし、何となく口の中がこう唾が出てくるわけでございますが、この大事なサンマ、日本人の味覚でございます。しっかりとこの漁獲をできる、そして皆さんに食べていただくためのことをやっていかなければいけない、こういうふう思っております。

先ほど御紹介いただいたように、いろんな枠組みをつくってやっていこうと、こういうことでございまして、中国等がやはり先取りをするという懸念があると、こういうようなこともございまして、NPFICというところでしっかりとこの管理をしていこうと。まさに育てる漁業といいますが、海全体が育てる漁場であると、こういうふうな考えながらしっかりと資源管理をやって、持続可能な形でサンマも始め水産業をやっていくと、こういう基本的な考え方をしっかりと持って対応していきたいと思っております。でございます。

○儀間光男君 ありがとうございます。北太平洋漁業委員会、何かNPFICと言うみたいですね、これが条約が締結されて発効されて、去った九月三日に日本で初会合を行っておりますが、その条約の経過、条約国、それを簡単に、三日までも含めてお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(佐藤一雄君) お答えいたします。まず、今、儀間先生の方からお話ございましたNPFIC、北太平洋漁業委員会でございますが、これは、遡りますと、二〇〇六年、平成十八年でございまして、国連における公海トロール漁業禁止をめぐる議論を受けまして、当時はクサカリツボダイであるキンメダイといった底魚漁業を対象とした新たな地域漁業管理機関を設立すべく条約策定交渉が開始された、こういった経緯がございまして、その後、二〇〇七年に、アメリカが対象資源を底魚だけじゃなくて他の条約でカバーされていない全ての公海漁業資源に拡大すること

を提案いたしまして、二〇一〇年にサンマ等対象魚種に含めることに合意した、こういうような経緯があるものでございます。

○儀間光男君 条約の締結国を聞いたので、言わなかつたんですが、日本、ロシア、台湾、韓国、中国、カナダ、アメリカ、この七か国を確認させていただきまして、間違ひありませんか。

○政府参考人(佐藤一雄君) 参加国・地域につきましては、日本、カナダ、ロシア、中国、韓国、台湾ということになっておりますが、アメリカは条約作成交渉に参加しており、今はオブザーバー的な位置付けになっておるところでございます。

○儀間光男君 カナダ、アメリカは、これは調べてみるとサンマの漁獲高はゼロなんです。にもかかわらず、環太平洋で資源をみんな心配することはよく分かるんですが、そういうことから、確認しておきたいのは、カナダやアメリカ、ここではサンマは食していないと、したがってゼロなんだという考えでいいんですか。あるいは、食はするけど、捕らないで、どこから輸入して食に供しているということもあるのかどうか、確認したいと思ひます。

○政府参考人(佐藤一雄君) 今先生から御指摘ありましたサンマの漁業実績でございますが、一番分かっていてもので、二〇一三年で公海で捕つておるものでございまして、中国が二万三千百九十一トン、我が国が公海で捕つておるものが八千八十五トン、韓国、これは公海のみということでございまして、一万七千六百六十六トン、ロシアが五百トン、台湾が公海でございまして十八万二千六百九十九トンというふうな報告がなされているところでございます。

○儀間光男君 答えていないけど、もういいや。時間がありませんので次に進みたいと思ひます。後でしっかりと確認させていただきます。

水産庁にお伺いしたいんですが、このサンマの危機的状態、これは水産庁としていつ頃からその危機を感じておられるかを聞きたいんですが。

資料という、札幌放送局の浅川記者さんの報告を見ているという、こういうことが書かれています。つまり、さっき言ったんですが、生態系の中でサンマは太平洋全域に生息をし、季節ごとに移動していると。夏から秋にかけて太平洋の沖合からロシア、日本にやってくる。ここ数年、近海にやってくるサンマが減つていて、年間の漁獲量も減つています。その原因の一つと見られるのが、さっきも指摘したんですが、公海上のサンマ漁にあるということの報告があります。そこには中国や韓国、台湾の漁船がひしめき合つて漁獲を上げているということでございます。

水産庁、国の機関として水産総合研究所が八年前からその調査に入つたという報告もあるんですが、その実態について簡単に答えたいだけですか。

○政府参考人(佐藤一雄君) 今、儀間先生の方から御指摘ありました、サンマ資源についていつ頃から水産庁の方で危機意識といいますか問題意識を持つたかということでございまして、先ほど申し上げましたように、二〇一〇年にNPFICの条約策定の交渉の中でサンマを対象魚種に含めることに合意しまして、その後、二〇一二年から中国

の漁獲量がNPPFCに報告されるようになりまし
た。それで、二〇〇八年から二〇一〇年、これ年
平均でいきますと二千三百五十六トンの報告が
あって、二〇一二年には二千十四トン、二〇一三
年には二万三千九十一トン、二〇一四年では七
万六千二百九十九トンといったような報告がなされ
ましたものですか、これを踏まえまして、やはり
我が国といたしましては、このサンマ資源の枯
渇問題について積極的に貢献していく必要がある
ということ、二〇一四年にサンマの国際シン
ポジウム、あるいは次の年にはサンマの小科学作
業部会と、こういったものを開催いたしまして、
今先生御指摘のようなサンマ資源の確保、保護と
いったものについて主導的な役割を果たしてきた
と、こういう経緯がございます。

○備間光男君 実は、あなたを褒めようと思っ
て言ったんです。これ、時系列的に見るといって、
実に着目した年代とびたりですね。非常に時系列
的にリーダーシップを発揮しているということ、
敬意を表したいと、こう言おうと思ったんです。
これからは頑張つてほしいと、こう思います。(発
言する者あり) いいことはいいことで言っておか
ぬとね。

さて、次へ参りますが、先ほどから繰り返して
いるように、資源の枯渇につながりかねない、
したがって、これを制限しなければならぬわけ
ですけれど、水産庁のこれも情報によると、中国
政府が最近サンマを食することに目覚めたとい
うか、新しい食品として開発を行って、実に活発に
動いているんですよ。日本の船は大体五十トン前
後だと聞いておりますが、平均で、中国は、サン
マ漁船を一千二百トンぐらいで七十五メートルぐ
らいの長さで、しかも百隻建造するといふんでは
ね。その船は、大体一隻で三千トンの漁獲をする
んだそうです。そうすると、百隻となると三十万
トンですよ。世界でこれまで揚げた最高はたしか
八十万トンぐらい、そのうち日本で六十万トンぐ
らい実績があった時代もあるんですが、中国は実
に三十万トンをこれからやろうということですか

ら、この量の多さはもう推して知るべしなんです
ね。そういう危機感があるんです。

台湾が最近のもので二十三万トンですね。今、
中国はそんなにないんですが、今あった二千五百
何トンですが、中国は台湾から既に四万トン以上
も輸入をしているんですよ。台湾は二十三万トン揚
げていて、国内消費だけじゃなしに中国に四万ト
ン以上を輸出をしているという実態があるわけ
ですね。

したがって、ここはやはりしっかりとこの管理
をしていかなければならないと思いますし、また、
こういう実態にどう対応していかなければならな
いか。このNPPFCに期待される課題は大きい
であります。最近では、今言ったように台湾が
二十三万トンやって輸出をやっているんですが、
一体皆さん、これからこういう実態にどのように
対応して、政策化して、日本のサンマ漁を確保し
て、大臣がさっき言ったような持続的にサンマが
食卓に庶民の味として供給をされるような対策を
取るうとしていられるのか、そのスケジュール等も
含めてお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(佐藤 雄君) お答えします。

まさに今先生のおっしゃられた対策というこ
とで、先週、東京において開催されましたNPPFC
の第一回の委員会におきまして、我が国の提案に
よりまして、サンマにつきまして幾つかの点が合
意されております。

まず第一点は、二〇一七年に行われます資源評
価に基づきまして新たな保存管理措置がとられる
までの間、先生今お話しございましたが、漁船の許
可隻数の急激な増加を抑制するといったことがま
ず一点合意されております。これを担保するとい
う意味合いもございますが、全ての条約対象魚種
について公海で操業する許可漁船を毎年事務局に
何隻といったようなことで登録することが合意さ
れております。

そしてまた、公海で操業する漁船につきまし
ては、衛星による漁船位置監視装置、いわゆるVM
Sの設置を義務付けることが合意されておりまし

て、こうしたことによりまして管理というものを
しっかりとやっていくところでございまして、
今後できるだけ早く資源調査等を行いまして、獲
得可能規制等の保存管理措置が採択されるよ
う、引き続き議論を主導してまいりたいと、この
ように考えておるところでございます。

○備間光男君 さっきも言ったんですが、船の総
トン量、これやら、あるいは操業の時間やら、操
業の仕方やら、漁具やら、こういうものを全て巻
き込んできちっと国際社会の中で決めていって実
行しないという、後先いずれ枯渇をするという
心配がありますから、しっかりとひとつ期待に応
えて頑張つていただきますようお願いして、質問
を終わります。

ありがとうございます。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。
今日、初めに、林業・森林問題についてお聞き
します。

現在、我が国の森林は、戦後造林された人工林
を中心に本格的な利用期を迎えて、この国内の豊
富な森林資源を循環利用することが重要な課題に
なっておりますけれども、今日は、この林業・森林
の分野で活躍する女性に焦点を当てたいと思ひま
す。

近年、様々な職業の女性たちや学生が林業に関
わる活動や情報発信を行っております。いわゆる林
業女子会と言われる活動なんですから、林大
臣は御存じでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 現在、全国で十七の林業
女子会が活動を行っておられると、こういうふう
に聞いております。

京都府内の女子大生や森林・林業に関心のある
女性社会人、平成二十二年に林業女子会@京都、
これを結成したのが始まりだと聞いております
が、こういう活動が全国に広がっておりますこと
を心強く思っております。活動内容としては、森
林整備ボランティアから情報誌の発行、木工イベ
ントの開催等々多岐にわたっております。町に
暮らす方と森林をつなぐ重要な役割を果たしてい

ただいっていると、こういうふうに認識しておりま
す。

私も、実は昨年の八月に、林業女子会のメンバ
ーを含みます女性の林業従事者等とも意見交換を行
わせていただきました。こういった取組、直接お
聞きすることができたわけですが、女性ならではの
視点で、楽しみながら森林・林業を盛り上げて、
林業や山村の活性化に寄与されておられるし、ま
た、今後も寄与されていかれることを期待をして
おるところでございます。

○紙智子君 ありがとうございます。今おっしゃ
られたように、二〇一〇年に京都で結成されて、
現在十七都府県まで広がったと。

それで、先日、実はこの森林組合に勤めながら
三年前から林業女子会@東京で活動している二十
代の方に話を私にも伺ったんです。

主な活動二つあって、情報交換とそれから近況
報告、いわゆる女子会をやっているんですけども、
それと同時に、例えば千葉県、森林を地元ポ
ランテニアの支援を受けながら定期的に整備をす
ると。チェーンソーで伐倒した木を使ってベンチ
とテーブルを作ったことでもあります。ということ
で、非常に生き生きと語ってくれて、今後は、国
産材を使った製品を売るお店のマップ化ですと
か、それから独自のグッズなどを作ってみたいと
期待を膨らませています。

林業女子会は、林業の大切な応援団というこ
とで、国産材の魅力をより多くの人に知ってもら
いたいと、女性の視点で林業の裾野を広げていき
たいという思いで活動して、一定の実績を積み重
ねています。この活動を通じて、職業として転身し
た人も中にあるということですね。

農林水産省としても、女子会の活動の一つであ
る森林整備などに必要なヘルメットとかあるいは
手袋の貸出とか、各地の女子会同士の交流会の
支援など、使い勝手の良い支援策があつてもいい
んじゃないのかなというふうに思っていますけれど
も、いかがでしょうか。

○副大臣(小泉昭男君) 先生御指摘の部分でござ

いますけれども、昨年、予算額は、二十七年度、二十五億、森林・山村多面的機能発揮対策交付金、これによりまして、地域住民、森林所有者、NP O等が行う森林づくり活動に対して支援をしてまいったところでございます。

この交付金でございますけれども、地域住民等が行う里山の景観保全や広葉樹等の森林資源を活用するための伐採、搬出活動、森林を利用した環境教育等を支援するものでございまして、先ほどお話しもございましたけれども、活動の実施に必要なヘルメットやのこぎり、チェーンソーの購入等にも活用が可能となっております。いわゆる林業女子会が行う森林づくりのボランティア活動も支援対象になるわけでございまして、御要請があればそうしたことを積極的に周知してまいりたい、このように考えております。

○紙智子君 今いろいろお答えいただいたんですけど、一般的なボランティアということでなくて、やっぱり専門な団体ではないんですけれども、一定の実績を積み重ねてきたこの林業女子会への支援を是非検討していただきたいと思ひます。

それで、今、林業女子会を紹介したんですけれども、他方、林業女子、これは就職先に森を選んでも、林業を職業に選んだ女性たちのことです。

女性の職業の選択肢になつてゐる要因に、高性能の林業機械が開発をされて、力仕事だった現場が変化してきているということなども挙げられます。それでもやっぱり危険を伴うと。女性が山の中で働くというのは様々な悩みもあるというふうに聞きます。女性が職業として安心して働き続けられるような環境を整えることも大切だと思ひます。農水省として考えている支援策、これについてあれば紹介をしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(林芳正君) 今先生からお話しいただきましたように、林業には最近、若者、女性の就業者が増え始めてきておりまして、大変有り難いことだと思つておりますが、やはりこの一層の増大を図るためにも、キャリアアップに応じて所得の向上、それから労働災害の防止等、労働者の処

遇改善、これを図ることが重要であると考えております。林業分野で女性の力を生かしていくために、我々としても、林業に就業していらつしやる女性のネットワーク化等に対する支援を実施しております。

平成二十八年度の概算要求でも、引き続きこれらの支援を行うとともに、さらに、女性の定着、活躍の一層の推進のために、新たに、女性林業従事者の抱える問題の実態把握、それから解決等のための支援のための予算、これを要求をさせていたいただいたところでございます。こういった施策を通じて、林業における女性の活躍が加速化されるように取り組んでいきたいと思つております。

○紙智子君 先ほど林大臣も紹介されましたけれども、去年、林野庁において意見交換が行われて、いろんな意見が出されたと思ひますけれども、やっぱり女性が働きやすい職場、魅力ある職場をつくるということは、男性にとつてもそういう働きやすい魅力ある職場になつていくということだと思ひますので、是非そういう意見を大事に踏まえて支援策をお願いしたいと思ひます。

次に、農地への課税の在り方についてお聞きします。

まず、総務省に今日来ていただいておりますけれども、お聞きします。税は、公平、中立、簡素が原則だと言われています。なぜ中立かといへば、これ家計や企業の経済活動を税制によつてゆがめるべきじゃないからだ。なぜ簡素かといへば、これ税制が複雑になると納税者は自己負担の税負担の計算が大変になつてくるということですよ。じゃ、なぜ公平でなければいけないんですか。

○政府参考人(時澤忠君) お答えいたします。租税は、国や社会を成り立たせるために欠かすことのできない公的サービスの財源を調達することをその基本的な機能としておりまして、公的サービスによる便益が社会の構成員により広く享受されるものであることを踏まえ、皆で広

く負担を分かち合い公平性を確保することは欠くことのできない最も重要な原則であると認識をしております。

平成十二年の政府税制調査会の答申におきましても、公平の原則は、税制の基本原則の中で最も大切なものであり、様々な状況にある人々がそれぞれの負担能力に応じて分かち合うという意味であるというふうになつてゐるところでござい

○紙智子君 税負担に公平感のない税制だったから、これは国民の支持得られないというふうに思ふんですね。

そこでなんですけれども、農林水産省は、今年も耕作放棄地に対する固定資産税の課税を強化する要望を出しました。

引き続き総務省にお聞きしますけれども、今の国の制度において、例えば太陽光の発電等の普及を図るためのインセンティブとして固定資産税を軽減したことはあると思ひますけれども、逆にデイスインセンティブとして固定資産税の税率を引き上げたということはあるんでしょうか。

○政府参考人(時澤忠君) お答えいたします。現在、地方税法におけます固定資産税の特例措置として課税強化をした例というのは存在していないと認識しております。

○紙智子君 ないということですよ。

それで、固定資産税の徴収の流れについてもお聞きするんですけれども、税が納められないで滞納した場合に、法に基づいて農地の差押えとか換価が行われると。この換価というのは何か、説明をしてください。

○政府参考人(時澤忠君) 固定資産税に係る滞納が発生した場合でございますが、納期限後二十日以内に市町村は督促状を発する、その督促状を発した日から起算いたしまして十日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る徴収金を完納しないときにつきまして、市町村の徴収吏員は滞納処分をいたしまして滞納者の財産を差し押さなければならぬこととされてゐるところでござ

います。税金は金銭をもつて徴収するということを要しますところから、差押財産は公売手続等によりこれを処分して金銭に換えることになりまして、一般的にこの差押財産を処分して金銭に換えることを換価と称してゐるところでござい

○紙智子君 つまり、差し押さえるということになるわけですよ。

それで、農水大臣にお聞きするんですけれども、政府は、十年間で全農地の八割を担い手に集積、集約させるとしてゐます。今回、耕作放棄地の流動化を図るために固定資産税の税率を上げるといふふうに言つてゐます。固定資産税が納められなければ農地が競売に掛けられることが起こり得ると。農家の財産権や、私有財産権を侵害するような国策というのは、これ許されるんでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) この財産権につきましては、憲法二十九条一項によりまして、「財産権は、これを侵してはならない。」と、こういうふうになつておりますが、同条二項で、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」と、こういうふうになつてお

さらに、租税については同八十四条で、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と、いわゆる租税法主義が定められてゐるところでござい

一方、農地につきましては、農地法上、農地の所有者は、当該農地の農業上の適切かつ効率的な利用を確保する、こういう責務を負つております。農地の所有者が耕作をしていない場合には、最終的に、都道府県知事の裁定によりまして、農地中間管理機構が当該農地を利用する権利を強制的に取得できることになつております。こういうことを踏まえ、農地を有効活用するという目的の範囲内で遊休農地の課税を強化することは可能

だと、こういうふうと考えております。

このため、農地の保有に係る課税の強化、軽減等の措置につきまして、一昨年、また昨年の与党の税制大綱で、農地保有に係る課税の強化、軽減等の方策について総合的に検討すると、こういうふうにされたほか、本年六月三十日に閣議決定されました日本再興戦略改訂二〇一五等において、農地の保有に係る課税の強化、軽減等によるインセンティブ、デイスインセンティブの仕組みについて、本年度に政府全体で検討し可能な限り早期に結論を得ると、こういうふうになされております。

こうしたことを踏まえまして、農地中間管理機構への貸付けなど、農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の強化、軽減等の措置を要望したところでございます。

○紙智子君 何か非常に冷たい北風政策だという声もありますけれども、固定資産税の課税強化策というのは、税の公平性に反して、税を徴収する地方自治体にも混乱を招くと、地方分権にも反することになりかねないと思うんです。それなのに農水省は、自ら規制改革会議に提案をして、規制改革会議を味方に付けてまで強行しようとしていると。

農家からはこういう声が上がっているかという、罰金を取るような制度では良くない、荒れている農地を開墾して作付けする人を助成する制度が必要じゃないか、米価下落で食べていけず、だから後継者も生まれない、この悪循環が耕作放棄地につながっているんだという声が上がっているわけですね。

本来、農水省が行うべきことというのは、耕作放棄地になる理由というのは様々あるわけで、課税を強化して財産権を侵害するような手法ではなくて、やっぱり助成等の政策的な支援を充実させるべきじゃないかというふうに思いますので、このことについては強く要望をしておきたいと思えます。

最後ですけれども、TPPについて質問いたします。

甘利TPP担当大臣が米五万トンの譲歩案を出していることが明らかになってから各地でいろいろと質問を受けます。甘利大臣の、日本側から米の五万トン輸入枠を言って、米国からは十七・五万トンだ。この発言というのは、既に農水省と調整済みなんじゃないのか、農水大臣である林大臣も知っていたんじゃないのか、知っているんじゃないのかという質問が寄せられるんですけども、そうなんですか。

○国務大臣(林芳正君) TPPは現在交渉中でございまして、日米間の交渉内容についてコメントをすることは差し控えたいと思っております。

TPP交渉では米について米国側から非常に厳しい要求がなされているということは事実でございますが、米は国民の主食でございます、また最も重要な基幹的農作物であると、こういう認識の下で慎重に交渉を進めておるところでございます。

○紙智子君 本来だったら、やっぱり米の需給調整が大変で昨年は米価暴落だったと、そういう下で五万トン輸入するんじゃないかという話は一番敏感に反応して抗議しなきゃいけないのが農水大臣だと思いませんか、抗議されたんですか、意見述べられたんですか。

○国務大臣(林芳正君) 申し上げましたように、今現在交渉中でございますので、交渉内容、それに関連することについてコメントすることは差し控えたいと思えます。

○紙智子君 何か既定どおりの答弁だと思えますけれども、やっぱり抗議もしないし否定もしないということは、事実上そういうことを容認しているというふうに言われても仕方がないと思うんですね。

それで、澁谷参考人、今日来ていただいているのでお聞きしますけれども、政府は守秘義務があるからということで、これまでアメリカなどよりも情報開示を拒んできたというのがありますが、甘利大臣がこの五万トン発言したというのは、これは加盟国から守秘義務に反するというところで何か

抗議でも受けたんでしょうか。

○政府参考人(澁谷和久君) お答えいたします。御指摘の守秘義務でございますが、TPPの交渉内容については保秘契約に各国が合意をしているところでございまして、ただ、こうした制約の中で議会や国民への透明性をいかに確保するか、各国とも悩みながら対応しているところでございします。

私も十二か国で日常的にそこは相談をしながら、これまでも交渉の状況に関する一定の説明を行うように努力をして保秘との両立を図るよう工夫をしてきたところでございまして、甘利大臣の御発言につきましては、こうした観点から米の市場アクセスに関する日米交渉の厳しさについてお話をされたというふうな承知しているところでございまして、各国からこれについて特段意見を頂戴しているわけではございません。

○紙智子君 ということは、特に抗議されているわけじゃないということですから、それぞれやっても、そういうことを国内の状況を踏まえながらやっていいということにはほかのことについても、譲歩案についても出せるということじゃないんですか。明らかにすべきではありませんか。

○政府参考人(澁谷和久君) 守秘義務等の関係でいいますと、多分私の方がよっぽど際どい対応をずっとしているんじゃないかというふうに自分でも認識をしているところでございしますが、ほかの委員会でも同趣旨の御意見を頂戴したところもございまして、例えば、五月十五日に、私が一般向けに、一時間半にわたって説明会を初めて一般の方向けに開催をしたところでございます。資料はホームページに載っておりますが、その際の議事メモはまだホームページに載っておりませんのでした。もう動画が勝手にネットに載っているんですからいいかなと思っていたんですが、きちんと私も内閣官房のホームページに、かなり、二十ページぐらいにわたりますけれども、議事録をアップさせていただいたところでございします。

また、先日のハワイの会合で私が説明会をやったその内容についても同時にアップしたところでございます。こういう形で少しづつではございますけれども、引き続き努力をさせていただきたいと思っております。

○紙智子君 ちよつと今私が質問した趣旨というのは、米の問題で特に問題になって抗議されているのであれば、ほかの譲歩案を含めて明らかにしても別にいいんじゃないですか。それ、いかがですか。

○政府参考人(澁谷和久君) どの国も、ルールの面について、交渉の状況についてホームページなどで解説をしたりというところはございますけれども、市場アクセスの交渉については、その数字も含めて開示をしている国はないわけでございます。甘利大臣の御発言については、紙先生御自身が予算委員会と直接質疑されておりますので、私の方からどうこうではございませんが、大臣も、特に幾らならいいよとかそういう話を言ったわけではないということを予算委員会では答弁をしているところでございます。

いずれにしても、市場アクセスの交渉については、じゃどこまで雰囲気を出せるのかということについては、引き続き検討をしていきたいというふうに思っております。

○紙智子君 国内において納得できるまともな説明もない中で、やっぱり幾ら決議を守られたと評価されるようにと言われても、これは納得いかないですよね。

合流に至らなかったと、合流というか大筋合意に至らなかったと、そういう状況の中で、漂流するかどうかという、こういう中でも、甘利大臣は更に前のめりになって、カナダの選挙の時期まで取り上げて、その前に決着付けなきゃいけないような話をされているということも全く言語道断だというふうに思います。そのことを最後に申し上げまして、質問を終わります。

○山田太郎君 日本を元気にする会、山田太郎でございます。

昨日、一昨日と、雨の中、実は千葉県の方に稲

刈りに行っておりまして、その画像をフェイスブックに上げたところ、へっぽり腰だとか鎌の持ち方が違うとか、さんざん厳しいことを書かれまして、三年間やっておるんでございませうけれども、なかなか農業の現場というのは厳しいなと。余り厳しいと新規就農者、私も将来議員でなくなつた場合にはやってみようかなとは思つたんですけど、結構厳しいなという思いを持って、ちよつとそういう思いもはせて今日は少し御質問をさせていただきたいと思ひます。

ちよつと実は、前回質問をさせていただいた、まさに原子力関係の放射性物質の関係による実質の輸出停止というんですかね、輸入停止が中国、韓国で行われているといったことについて、ちよつとこの九月十二日、十三日、土日ですが、日中韓の農業大臣会合というのが行われるということでありまして、これ三年ぶりだということなのでありますが、私はこれ非常にタイムリーで重要な局面になるのではないかとこのように思つております。

F T Aに関して、それから食料安全保障に關していろいろ幅広に議論をされるということでありまして、ちよつとT P Pも一方でやっております中で、日中韓F T Aの協議についても農業交渉ということが議題に上がっております。これ、方向性としてはどういふ内容になるのか、日中韓の中でそれぞれどんな農業分野に關して自由化を進めようとしているのかどうか、このF T Aの方向感、日中韓の方向感、この辺り、大臣、簡単に結構ですので、教えていただけないでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 日中韓のF T Aでございますが、二〇一二年の十一月に交渉が立ち上げられまして、二〇一三年三月の第一回交渉以来、二年以上わたつて交渉が継続をしております。物品市場のアクセス分野のモダリティーについてまだ議論しております、具体的な品目に係る交渉にまだ入れていないと、こういう状況でございます。

日中韓の三か国は、G D P約十五兆ドル、人口

も約十六億人という巨大な経済圏でございまして、我が国農林水産業のセンシティブティーに配慮しながら日中韓F T Aを推進していく、これは大変重要なことだと認識しております。

今お話しただいたように、今月の十二日と十三日に第二回の日中韓農業大臣会合、これが久方ぶりに開催されることになりましたので、各国の抱える様々な懸念、関心を考慮しながら、三か国がウイン・ウイン・ウインになつていくような関係になつていきますように、日中韓F T A交渉を促進をさせていくということについて議論を行いたいと考えております。

○山田太郎君 ウイン・ウイン・ウインになればいいんですが、これ前回も指摘させていただいたんですけれども、中国からの農産物の日本に対する輸入は一・五兆円、日本から中国に対してはたつたの六百二十二億円なんです。もちろん、日本から輸出するものがないのかというと、多分そんなことはないわけでありまして、安倍内閣も農産物一兆円構想というのを掲げているわけでありまして、この機を捉えていただきたいというふうに思ふんですが。

そんな中で、もう一つ、食料安全保障の確立ということも議題に上げていようであります。この場合の日中韓の食料安全保障というのは一体何を意味するのかと、どういふことをすると三か国間における食料安全保障ということが維持できるのか、食料安全保障の定義というのか、意味とそれから、それが実現する方法というんですかね、その辺りを教えていただけないでしょうか。

○副大臣(小泉昭男君) 大変重要な問題でございますが、日中韓三か国、共に食料の純輸入国であるとともに、農業従事者数の減少、高齢化、こういった共通の課題を抱えていることも現実の問題であります。このため三か国間では、農業政策に關する情報交換、技術協力を強化し、食料安全保障の確保につなげていくことが共通の利益になると、この認識を一致しているところでございまして、第二回日中韓農業大臣会合におきましても、

そのような共通認識の下で、食料安全保障をテーマの一つとして、協力の在り方等について議論が行われる予定でございます。

また、同会合においては、三か国が食料の純輸入国、小規模な家族農業経営等の共通した条件を有しているわけでありまして、国際的、地域的な多国間の枠組みにおいても、政策や立場に關する意見交換や調整活動を更に強化することについて議論する予定でございます。

このような協調活動も食料安全保障の強化につながるかと、こういうふうに考えているところでございまして。

○山田太郎君 まあ三年ぶりということ、今回開かれてまた三年後というのでは意味がないので、定期的にやつていただきたいということ、私も、実は中国で華僑なんかともいろいろ、あるいは世界で華僑なんかとも仕事をしています。で、ずばつと結論からいって話をするんですが、彼らとは話が前に進むと思ひますので、余り虚勢を張ろうというよりも実質的な会議を求めたいというふうに思ひます。

その中で最も実質的な議題として、前回もこれ取り上げましたけれども、放射性物質検査証明書が基本的に様式が合意されていないということ、で、十都道府県以外からも日本の野菜、果実、乳、茶葉等が中国に対して日本は輸出できない、こういうような状態になっているということでありまして。

これ、何とかするべきだと思ひます。何となく、実は韓国においても同じ状況であります。韓国も食品等の輸入規制は八県での水産物の輸入停止と、こういうことなわけですね。

韓国、中国とそれぞれ分けて聞いていきたいと思ひますが、まず、韓国に対して、二国間において、これ二国間の大臣等の交渉もされるというふうにもお伺ひしているんですが、今後どうしていくのかと。レクの中ではW T OのS P Sで訴えを起すことも踏まえて強く当たっていくといううなことも聞いてはおるんですけれども、まず韓

国に対して、この辺りどういふふうに対応されていくのか、お答えいただけないですか。

○大臣政務官(佐藤英道君) 御指摘のように、韓国による日本産の水産物などの輸入規制につきましては、これまで我が国より二国間の働きかけや韓国の専門委員会による訪日調査への協力を行うなど、韓国に対して緩和、撤廃に向けた働きかけを行つてきたところでございます。

本年五月二十一日には、我が国は、W T O協定に基づきまして二国間協議要請を行い、六月に二国間協議を行いました。その後、韓国側から規制撤廃に向けた見通しが示されなかつたことから、八月二十日にパネル、いわゆる紛争解決委員会の設置を要請をしたところであります。

今後につきましては、W T Oのルールにのつとつて手続を進めていくこととともに、規制の早期撤廃の実現に向けまして、今回の日中韓農業大臣会合に際しまして、韓国の要人に対して林大臣から働きかけを行うなど、引き続きあらゆる手段を通じて韓国側に働きかけを行つてまいります。

○山田太郎君 それでは、中国に対してどういふのかということもあつて思ひます。

去年、西川大臣の方が直接農業部長と会つて議論をした。それ以外も、W T O・S P Sにおいて、何度も懸念といううな、割と私はちよつと弱い表現だと思ひますが、でも数回やつていられるわけでありまして、ここでもいかに前を進めないと、この後、多分、もう日本の農作物はこの原子力の問題で、しかも、その関係都府県ならばともかく、全国で全く輸出ができないということが、永遠固定化してしまう懸念もあるのではないかと、大変重要なタイミングだと思ひます。

もうこれ、大臣が日本で議長を務めて、二国間で先方の農業副部長と直接やるわけですから、この辺の決意と、戦略は話せないのかもしれませんが、方向性、是非この辺り、教えていただけないでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 中国向けの農林水産物・

食品の輸出は、東日本大震災前の平成二十二年、五百五十五億だったんですが、大震災が起きて平成二十三年に三百五十八億まで落ち込みました。これが昨年六百二十二億円と、過去最高まで戻ってきております。そして、今年は一六で四百二十四億円で四四％増と、非常に大きな勢いでございます。

そうした中ですが、まだ、今お話があったように、この輸入規制措置導入が東日本大震災に伴ってされまして、現在も福島県等十都県産の全ての食品、飼料について輸入停止、それから十都県以外の野菜、乳製品、茶葉、果実等については証明書の添付ということで輸入が認められたということなんですが、この様式が合意されていないということでもまだ輸入ができないと、こういうふうになっております。

今御紹介いただいたように、これまでも農林水産省それから中国日本国大使館、ここから先方の規制当局である質検総局等に対しまして、累次緩和の働きかけを行ってまいりまして、また、WTO・SPS委員会のマルチの場においても中国側に働きかけてきたところがありますが、証明書の様式協議の場を設けることがまだ困難であるという状況でございます。やはり科学的根拠に基づいて協議に依拠していただくように、あらゆる機会を捉えて粘り強く、これは働きかけを行っていくということでございます。

三年ぶりにこの会議が開かれるということで、金銭的な関係というものを、この好転の兆しが見えてきていることの表れではないかと、こういう受け止めもあるわけでございまして、大変大事な機会だと、こういうふうにも思っております。特にこの三大臣会合に伴ってバイ会談をしたと、こういうふうにも思っておりますので、そのバイ会談の場等々を積極的に活用しまして私から直接働きかけを行っていききたいと、こういうふうにも思っております。

○山田太郎君 質疑というのは、一回目を聞くと答弁書を読まれるので、二回しつこく聞いて大臣

のもう一回直接の言葉をお伺いしたいんですが、特にこの様式の合意問題というのは、ある意味で、簡単と言うと怒られますけれども、非常に合理性がない規制だという、規制というよりも対応してくれないというだけの話ですから、これについては特に重要なポイントとして大臣も話されて、前に進めていくという御決意でよろしいですね。

○国務大臣(林芳正君) おっしゃるとおりでございます。この様式問題も含めてしっかりと働きかけをしてまいりたいと思っております。

○山田太郎君 やっと、何回かこの委員会でもずっと取り上げてきたんですけど、このいいタイミングが来たと。逆に言うと、このタイミングを逃すと、結局それでも解決しないのねということになりかねませんので、頑張つて大臣の方にはやっていただきたいと思っております。

さて、残りの時間は、今ちょうど農水省も概算要求の季節になってきまして、いろんなものが届いてきます。特にこの日本型直接支払八百二十九億円、大変大きな金額でもあります。この辺りが今後の日本の農政においても重要なポイントになるだろうということでお伺いをしたいと思つて、いろいろ分析してきたんですが、ちょっとその手前で、いろいろデータがないんじゃないかと、こういうような話をまず問題意識として持っております。その辺り少し聞きたいと思っております。

まず、私の方は、いつも、前回も、十年後、要は、土地利用型で三百万ヘクタール三十万人で、本当に一人十ヘクタールできるという話を問題意識として持っていたんですが、そもそも現在どうなのかなといった辺りを、遡つて実はデータの要求を農水省さんにさせていただきました。

お伺いしたんですが、そのうち土地利用型というのがそれぞれなのか。私も冒頭に申し上げましたが、昨日、おとといまで行っていた千葉、中山間地、どちらかというと山の中の段々畑だったんでありますが、その方々も、一人一ヘクタールやるのが精いっぱいだと、ここを集約するといったつてとてもじゃないけど難しいと、こういうような話もしてきました。

そういう意味で、中山間地とそれぞれの平地、都市的地域における土地利用型の実際の面積というんですが、まず、平成二十二年のデータで構わないんですが、その辺りの具体的な面積はどうなっているのか、教えていただけないでしょうか。

○政府参考人(佐々木康雄君) ちょっと今、手元でデータを整理いたしますので、後ほど答弁させていただきます。

○山田太郎君 実は、もう作ったデータはこちらでもらつていて、答えは、実は土地利用型については特別に調べていないので分からないということだったと思うんですが、いかがなんでしょうか。

○政府参考人(佐々木康雄君) 二十二年は農林業センサスという調査を実施している年でございます。悉皆で全体の構造を調べている年なわけでございますけれども、その際には、経営体とそれから地域のそのあり方についての実態を調べているというのが主眼でございます。

例えば一経営体当たりの平均の規模がどういふに分布しているのかとか、そういう構造面の実態を把握するというところに主眼を置いておりまして、農地全体のうち、土地利用型等々に、上に何が植わっているか、どういう経営に属しているかといったことについては、その調査をストレートには分析できる形には残念ながらなっていないというのが実態でございます。

○山田太郎君 それじゃ、お伺いしたいんですけども、これまで土地利用型それから施設型という形で分けてきつと調査されたことというの

は、これまで農水省さんはないということなんですか。

○政府参考人(佐々木康雄君) 農地の全体の存在状況を耕地面積統計という調査で把握をしております。それと、そのセンサスから、どういふ経営を営んでいる者がいるかということを組み合わせて、経営類型ごとにどういふふうな規模の経営体がどれくらい存在しているかということ、毎年農業構造の動態を明らかにする形で調べております。

そういった中で、サンプル調査ではありますけれども、こういう類型の経営体がどれくらい存在し、どれくらいの規模を有しているかといったことは把握しているところでございます。

○山田太郎君 であれば、教えていただきたいんですが、その平地それから中山間地において、それぞれの土地利用型における面積、まあ比率でもいいと思うんですが、それは分かるということなんですけれども、教えていただけないんですか。

○政府参考人(佐々木康雄君) サンプル調査を行います場合には、どのような層を区分をしてサンプルを抽出するかというやり方があるわけでございますけれども、現在、私どもが実施しております調査におきましては、どういふ経営類型か、あるいはどういふふうな規模層に属しているかといったことに着目してサンプリングを行っております。

したがって、地帯区分別に実態を明らかにするためには、例えば平地地域に属しているサンプルがちゃんと確保できているか、中山間地域に属しているサンプルがちゃんと確保できているかという、サンプリングそのものをもう少し付加した形でやりまして地域区分別に有意なデータが出てまいりませんので、そういう設計のし直し等々が必要になるものと考えております。

○山田太郎君 そうしたら、食料・農業・農村基本計画の中にある、いわゆる土地利用型三百万ヘクタールという予定という政策があるわけでは

けれども、これは、平地又は中山間地それぞれという分布、面積の割合になっているのか、これは教えていただけないですか。

○政府参考人(末松広行君) 今お話にありました農地面積三百万ヘクタールは、農業構造の展望の付録、農業就業数数の必要数において、全農地の八割を占める土地利用型作物について、その八割を担い手が生産すると仮定して試算しております。

また、農業就業数三十万人については、土地利用型作物について平成三十七年までに構造改革が進むことを前提に、担い手において農業就業者が一人当たり十ヘクタール耕作すると仮定して、これは先生いつもお話しのとおり仮定して必要数を試算したものでございまして、平地、都市地域、中山間地域の別による試算はしてございません。

○山田太郎君 つまり、三百万ヘクタールで土地集約するといっても、中山間地でどれくらい、平地でどれくらいというのは全然分からないと、こういうことになっちゃっていると思うんですよ。

あともう一つは、少し途中でも言いましたけれども、元々のいわゆる統計の資料、五年前なんですよ。人口というか基幹農業者の数字だけはちゃんと出ていまして、いわゆる五年前、平成二十二年二百五十万人から、今、去年です、百六十八万ということで、この五年間で基幹農業者は三十七万人も減っているんですよ。毎年一万人も増えていない中で、五年間で三十七万人も基幹農業者が減っちゃっているという状態の中で、五年前のデータを使って今を占って十年後の話をするというのはちょっと大丈夫なのかと正直思っています。

この十二月にしっかりしたセンサスがまとめられるというふうにも聞いておりますので、もう一度、このいわゆる食料・農業・農村基本計画を、私はそのデータに基づいてしっかり作り直すべきなんじゃないかなと。中山間地における政策とそれから平地における政策は全く違うと思っていま

すし、よく農林水産大臣がおっしゃるいわゆる産業政策と地域政策、もちろん中山間地域が全て地域政策だとは言いませんけれども、やっぱり関連性は非常に大きいわけでありまして、科学的というか当たり前というか、そういったデータを基にどうしていくのか、こういったことをやっぱり政策として示していただきたいと思っています。

政治の判断だと思いますから、大臣、是非その辺り御答弁いただけないでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) いろんなデータを基に、なるべく新しいものを用いながらやっていくということとは先生がおっしゃるとおりだと、こういうふうにしておりませんが、一方で、センサスは百七十万経営体になる調査対象数ということで、大変膨大でございます。コストも掛かるものですから五年周期で実施していると、こういうことでございします。

ただ、経営耕地面積、農業従事者、こういう基本的な事項は毎年把握をするということも重要でございしますので、サンプル調査である農業構造動態調査を実施して、その結果を毎年公表しているところとございします。このデータに基づいてトされた情報に基づいて、このデータに基づいて政策を推進してまいりたいと思っております。

○山田太郎君 時間になりました。これで終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○委員長(山田俊男君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(山田俊男君) 次に、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。林農林水産大臣。

○国務大臣(林芳正君) 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

政府においては、これまで時代に即した合理的かつ効率的な行政の実現を図る観点から行政改革を積極的に推進してきたところであり、この行政改革の一環として、平成二十五年十二月に閣議決定された独立行政法人改革等に関する基本的な方針において、独立行政法人について国の政策実施機関としての機能強化等を行うため、独立行政法人に係る制度及び組織の見直しを行うこととしたところであります。

この法律案は、この政府の方針に基づき、農業・食品産業技術総合研究機構等四法人の統合、水産総合研究センター等二法人の統合、農業者年金基金及び農林漁業信用基金の内部ガバナンスの高度化等を行うものであります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正であります。

農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び種苗管理センターを統合し、基礎から応用まで一貫した効率的な研究を推進し、研究成果を最大化するとともに、研究成果を活用した種苗管理業務の高度化、効率化を図ることとしております。

第二に、国立研究開発法人水産総合研究センター法の一部改正であります。

水産総合研究センター及び水産大学校を統合し、それぞれが持つ研究開発機能と人材育成機能の一層の向上を一体的に推進することとしております。

第三に、独立行政法人農業者年金基金法及び独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正であります。

農業者年金基金及び農林漁業信用基金の行う金融業務の高い公共性に鑑み、その適正な業務運営を確保する観点から、それぞれの役員に對し秘密保持義務を課すこととしております。

また、農林漁業信用基金については、出資者及び学識経験者のうちから主務大臣が任命する運営

委員をもつて組織される運営委員会を設置し、業務運営に関する重要事項の審議を行わせることとするほか、近年、金融業務に係る高度化、複雑化するリスクを適切に管理するための態勢を整備する観点から、金融庁検査を導入することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(山田俊男君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十七分散会

九月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、農業改革の名による農業・農協つばしをやるめ、地域を守ることに係る請願(第三一〇九号)(第三一九七号)

第三一〇九号 平成二十七年八月二十一日受理
農業改革の名による農業・農協つばしをやるめ、地域を守ることに係る請願

請願者 岩手県大船渡市 佐藤良一 外三
千三百六十名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第四七八号と同じである。

第三一九七号 平成二十七年八月二十七日受理
農業改革の名による農業・農協つばしをやるめ、地域を守ることに係る請願

請願者 長崎県壱岐市 若宮廣祐 外千二
百七十八名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第四七八号と同じである。

九月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案

農林水産省関係法律の整備に関する法律案

（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正）

第一条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十二條」に、「第二十四条・第二十五条」を「第二十三條・第二十四條」に改める。

第四条第一項中「技術上の総合的な」を「技術（畜系に関する技術を含む。以下「農業等に関する技術」という。）上の」に、「により、農業及び食品産業」を「により、農業等」に改め、「民間等において行われる」を削り、「試験及び研究の促進に関する業務」を「基礎的な試験及び研究」に改め、「ほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図る」を削り、同条に次の一項を加える。

3 研究機構は、前二項に規定するもののほか、種苗法（平成十年法律第八十三号）に基づき適正な農林水産植物の品種登録の実施を図るための栽培試験を行うとともに、優良な種苗の流通の確保を図るための農作物の種苗の検査並びにばれいしよ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うことを目的とする。

第六条第四項中「から第四号まで」を「及び第三号」に改める。
第十条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 理事のうちから理事長が指名する者一人

第八部

農林水産委員会会議録第十九号

平成二十七年九月八日

【参議院】

は、第十四条第三項に規定する業務及び同条第四項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。

第十一条中「四年」を「理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）と対応するもの」に、「理事の任期は二年」を「任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日まで」に改め、同条に次の一項を加える。

2 理事の任期は、二年とする。

第十四条第一項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「農業及び食品産業」を「農業等」に改め、「多様な専門的知識を活用して行う」及び「総合的な」を削り、「並びに調査」を「調査、分析、鑑定並びに講習」に改め、「こと」の下に「（次項に規定する業務に該当するものを除く。）」を加え、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 原畜種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。

第十四条第一項第六号から第十号までを削り、同項第十一号中「の業務」を「に掲げる業務」に改め、同号を同項第六号とし、同条に次の三項を加える。

3 研究機構は、第四条第三項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 種苗法第十五条第二項及び第四十七條第二項の規定による栽培試験を行うこと。

二 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査を行うこと。

三 ばれいしよ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4 研究機構は、前三項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 種苗法第六十三條第一項の規定による集取

二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二條第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去

5 研究機構は、前各項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うことができる。

第十五条第一号中「及び第十号」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「附帯する業務」の下に「並びに同条第三項から第五項までに規定する業務」を加え、同条第二号中「これら」を「これ」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第十六条の見出しを「（積立金の処分）」に改め、同条第一項中、「前条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十七条中「及び第四号」を削る。

第十八条第一項中「及び第二号」を削る。

第十九条第二項中「から第四号まで」を「及び第三号」に改める。

第二十条第一項中、「同条第四号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対し」を削り、同条第二項中「から第四号まで」を「及び第三号」に改める。

第二十一条第一項第二号中「同条第四項において準用する場合を含む。」を削り、同条第二項中「又は第三号」を削る。

第二十二条第一項第二号中「又は第三号」を削り、「資本金の増加、通則法第三十八條第一項に規定する財務諸表、利益及び損失の処理並びに借入金」を「財務及び会計」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「又は第三号」を削り、同項第七号中「第十五条第四号」を「第十五条第三号」に改める。

第二十三条を削る。

第二十四条中「三十万円」を「五十万円」に改め、第五章中同条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とする。

（国立研究開発法人水産総合研究センター法の一部改正）

第二条 国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人水産研究・教育機構法
目次中「第五条」を「第六條」に、「第六條」を「第七條」に、「第七條」を「第八條」に、「第八條」を「第九條」に、「第九條」を「第十條」に、「第十條」を「第十一條」に、「第十一條」を「第十二條」に、「第十二條」を「第十三條」に、「第十三條」を「第十四條」に、「第十四條」を「第十五條」に、「第十五條」を「第十六條」に、「第十六條」を「第十七條」に、「第十七條」を「第十八條」に、「第十八條」を「第十九條」に改める。

第一条及び第二条中「国立研究開発法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改める。

第三条の見出しを「（機構の目的）」に改め、同条第一項中「国立研究開発法人水産総合研究センター（以下「センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」に改め、「総合的な」を削り、「放流」の下に「を行うほか、水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授」を加え、同条第二項中「センター」を「機構」に改める。

第十八条中「センター」を「機構」に改め、同条第一号中「第十一條」を「第十二條」に改め、同条第二号中「第十四條第一項」を「第十五條第一項」に改め、同条第十九條とする。

第十七條中「第九條」を「第十條」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第十八條とする。

第十六条中「センター」を「機構」に改め、第四章中同条を第十七條とする。

第十五條第一項中「センター」を「機構」に、「第十一條第一項第一号」を「第十二條第一項

第一号」に改め、同条第二項中「センター」を「機構」に改め、同条第十六条とする。

第十四条第一項中「センター」を「機構」に、

「第十一條第一項及び第二項」を「第十二條第一項、第二項及び第四項」に改め、同条第三項中「センター」を「機構」に改め、第三章中同条を第十五条とする。

第十三条中「センター」を「機構」に改め、同条第一号中「第十一條第一項、第四項及び第五項」を「第十二條第一項及び第四項」に改め、同条第二号中「第十一條第二項」を「第十二條第二項」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「センター」を「機構」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条第一項中「センター」を「機構」に改め、同項第一号中「総合的な」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 水産に関する学理及び技術の教授を行うこと。

第十一条第二項及び第四項中「センター」を「機構」に改め、同条第五項を削り、同条を第十二条とする。

第十条中「センター」を「機構」に改め、第二章中同条を第十一条とする。

第九条中「センター」を「機構」に改め、同条を第十条とする。

第八条を第九条とする。

第七条第一項中「センター」を「機構」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 理事のうちから理事長が指名する者一人は、第十二條第一項第一号の業務（同項第五号の業務に係る研究に限る。）及び同項第五号の業務並びにこれらに附帯する業務について、理事長の定めるところにより、機構を代表する。

第七条を第八条とする。

第六条第一項中「センター」を「機構」に改

め、同条第二項中「センター」を「機構」に、「五人」を「六人」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「センター」を「機構」に改め、第一章中同条を第六条とする。

第四条中「センター」を「機構」に改め、同条を第五条とする。

第三条の二中「センター」を「機構」に改め、同条を第四条とする。

（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正）
第三条 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十九條」を「第六十八條」に、「第七十條」を「第六十九條」に改める。

第七條の次に次の一條を加える。

（役員及び職員が職務保持義務）
第七條の二 基金の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第四十九條第五項中「並びに」の下に「第七條の二及び」を加える。

第六十八條を削り、第六十九條を第六十八條とする。

第六章中第七十條の前に次の一條を加える。

第六十九條 第七條の二（第四十九條第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正）
第四條 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六條」を「第二十五條」に、「第二十七條」を「第二十六條」に改める。

第十條の次に次の一條を加える。

（役員及び職員の秘密保持義務）
第十條の二 信用基金の役員及び職員は、職務

上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第十四條第一項中「第二号」を「第六号」に改める。

第二十條の次に次の一條を加える。

（権限の委任）
第二十條の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、次に掲げる権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

一 信用基金に対する通則法第六十四條第一項の規定による立入検査の権限

二 受託者に対する前条第一項の規定による立入検査の権限

2 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、通則法第六十四條第一項又は前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告す

るものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第五章の章名を削る。

第二十五條の次に次の章名を付する。

第五章 罰則

第二十六條を次のように改める。

第二十六條 第十條の二の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五條 独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 役員及び職員（第八條―第十一條）」に改める。

第二章の二 運営委員会（第十一條の四）

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 運営委員会（第十一條の四）

（運営委員会の設置及び権限）
第十一條の二 信用基金に、第十五條各号に規定する農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保証業務並びに第十二條第二項に規定する農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務ごとに、運営委員会を置く。

2 前項に規定する業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。

一 業務方法書の変更

二 通則法第三十條第一項に規定する中期計画の作成又は変更

三 通則法第三十一條第一項に規定する年度計画の作成又は変更

3 運営委員会は、前項に規定するもののほか、第一項に規定する業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

（運営委員会の組織）
第十一條の三 運営委員会は、運営委員十一人以内をもって組織する。

（運営委員）
第十一條の四 運営委員は、次に掲げる者（法人にあっては、その役員又は職員）のうちから、主務大臣が任命する。

一 政府以外の出資者（第十五條第二号に規定する林業信用保証業務に係る出資者にあっては、当該出資者が直接又は間接の構成員となっている法人を含む。）

二 政府以外の出資者（第十五條第二号に規定する林業信用保証業務に係る出資者にあっては、当該出資者が直接又は間接の構成員となっている法人を含む。）

三 政府以外の出資者（第十五條第二号に規定する林業信用保証業務に係る出資者にあっては、当該出資者が直接又は間接の構成員となっている法人を含む。）

四 政府以外の出資者（第十五條第二号に規定する林業信用保証業務に係る出資者にあっては、当該出資者が直接又は間接の構成員となっている法人を含む。）

五 政府以外の出資者（第十五條第二号に規定する林業信用保証業務に係る出資者にあっては、当該出資者が直接又は間接の構成員となっている法人を含む。）

六 政府以外の出資者（第十五條第二号に規定する林業信用保証業務に係る出資者にあっては、当該出資者が直接又は間接の構成員となっている法人を含む。）

七 政府以外の出資者（第十五條第二号に規定する林業信用保証業務に係る出資者にあっては、当該出資者が直接又は間接の構成員となっている法人を含む。）

八 政府以外の出資者（第十五條第二号に規定する林業信用保証業務に係る出資者にあっては、当該出資者が直接又は間接の構成員となっている法人を含む。）

九 政府以外の出資者（第十五條第二号に規定する林業信用保証業務に係る出資者にあっては、当該出資者が直接又は間接の構成員となっている法人を含む。）

十 政府以外の出資者（第十五條第二号に規定する林業信用保証業務に係る出資者にあっては、当該出資者が直接又は間接の構成員となっている法人を含む。）

十一 政府以外の出資者（第十五條第二号に規定する林業信用保証業務に係る出資者にあっては、当該出資者が直接又は間接の構成員となっている法人を含む。）

十二 政府以外の出資者（第十五條第二号に規定する林業信用保証業務に係る出資者にあっては、当該出資者が直接又は間接の構成員となっている法人を含む。）

十三 政府以外の出資者（第十五條第二号に規定する林業信用保証業務に係る出資者にあっては、当該出資者が直接又は間接の構成員となっている法人を含む。）

十四 政府以外の出資者（第十五條第二号に規定する林業信用保証業務に係る出資者にあっては、当該出資者が直接又は間接の構成員となっている法人を含む。）

十五 政府以外の出資者（第十五條第二号に規定する林業信用保証業務に係る出資者にあっては、当該出資者が直接又は間接の構成員となっている法人を含む。）

第五條 研究機構に、役員として、新研究機構法第九條第二項に定めるもののほか、当分の間、理事二人以内を置くことができる。この場合において、その理事の任期は、新研究機構法第十一條第二項の規定にかかわらず、一年とすることができる。

(研究機構の業務の特例等)

第六條 研究機構は、新研究機構法第十四條に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間において、研究機構がこの法律の施行の現現に行っている第一條の規定による改正前の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十四條第一項第六号に掲げる業務（当該業務に係る同項第七号から第九号までに掲げる業務を含む。）及びこれに附帯する業務（以下この条において「特例業務」という。）を行う。

2 研究機構は、特例業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

3 前項に規定する勘定における通則法第四十四條第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

4 第一項の規定により研究機構が特例業務を行う場合には、新研究機構法第十六條第一項中「第四十四條第一項」とあるのは、「第四十四條第一項（独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第 号。以下この項において「平成二十七年整備法」という。）附則第六條第二項に規定する勘定にあつては、同条第三項の規定により読み替えられた通則法第四十四條第一項。以下この項において同じ。）」と、「同条第一項」とあるのは、「通則法第四十四條第一項」と、「業務」とあるのは、「業務及び平成二十七年整備法附則第六條第一項に規定する特例業務

（以下「特例業務」という。）と、新研究機構法第十七條中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び特例業務」と、新研究機構法第十九條第二項中「業務」とあるのは「業務並びに特例業務」と、新研究機構法第二十一條第二項並びに第二十二條第一項第二号及び第四号から第六号までの規定中「業務」とあるのは「業務及び特例業務」と、新研究機構法第二十四條第二号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務及び特例業務」とする。

5 研究機構は、特例業務を終えたときは、第二項に規定する勘定を廃止するものとし、その廃止の際当該勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する額を特例業務に係る各出資者に対しその出資額に応じて分配するものとする。

6 前項の規定により特例業務に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

7 第五項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

8 研究機構は、第五項の規定により第二項に規定する勘定を廃止したときは、その廃止の際当該勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

（種苗管理センター等の職員から引き続き研究機構の職員となつた者の退職手当の取扱い）

第七條 研究機構は、施行日の前日に種苗管理センター等の職員として在職する者（独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号。以下「平成十八年整備法」という。）附則第四條第一項の規定の適用を受けた者に限る。）で引き続き研究機構の職員となつたものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二條第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続き在職期間

を研究機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が平成十八年整備法の施行の日以後に種苗管理センター等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

2 施行日の前日に種苗管理センター等の職員として在職する者（平成十八年整備法附則第四條第一項の規定の適用を受けた者であつて、平成十八年整備法の施行の日以後引き続き旧種苗管理センター等（種苗管理センター、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号。以下この項において「通則法整備法」という。）第四百九十九條の規定による改正前の独立行政法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第九十三号）第二條の独立行政法人農業生物資源研究所（国立研究開発法人農業生物資源研究所を含む。）及び通則法整備法第五十條の規定による改正前の独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第九十四号）第二條の独立行政法人農業環境技術研究所（国立研究開発法人農業環境技術研究所を含む。）をいう。以下この項において同じ。）の職員

として在職する者に限る。）が、引き続き研究機構の職員となり、かつ、引き続き研究機構の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二條第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の平成十八年整備法の施行の日以後の旧種苗管理センター等の職員としての在職期間及び研究機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が同日以後に旧種苗管理センター等又は研究機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

（研究機構の役員又は職員についての通則法の適用）

第八條 研究機構の役員又は職員についての通則法第五十條の十一において準用する通則法第五十條の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十條の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

通則法第五十條の十一において準用する通則法第五十條の四第一項	を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的	（独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第 号。以下「平成二十七年整備法」という。）附則第二條第一項の規定により解散した旧独立行政法人種苗管理センター（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）、旧国立研究開発法人農業生物資源研究所又は旧国立研究開発法人農業環境技術研究所（以下「旧種苗管理センター等」という。）の役員又は職員（非常勤の者を除く。以下「旧種苗管理センター等役員職員」という。）であつた者を含む。以下この項において同じ。）を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的
--------------------------------	--------------------------	---

通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第二項第一号	であった者 であつた者（旧種苗管理センター等役職員であつた者を含む。）	第九条 独立行政法人水産大学校（以下「水産大学校」という。）は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「研究・教育機構」という。）が承継する。 2 この法律の施行の際現に水産大学校が有する権利のうち、研究・教育機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時ににおいて国が承継する。 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。 4 水産大学校の平成二十八年三月三十一日に終る事業年度及び中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十二条第一項の規定による評価は、研究・教育機構が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は研究・教育機構が行うものとし、同条第四項前段の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は研究・教育機構に対してなされるものとする。 5 水産大学校の平成二十八年三月三十一日に終る事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条第一項の規定により財務諸表等に關し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、研究・教育機構が行うものとする。 6 水産大学校の平成二十八年三月三十一日に終る事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、研究・教育機構が行うものとする。 7 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、研究・教育機構が従前の例により行うものとする。この場合において、附則第十四条の規定による廃止前の
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第二項第四号	の組織 （旧種苗管理センター等を含む。）の組織	8 第一項の規定により水産大学校が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。 （研究・教育機構への出資） 第十条 前条第一項の規定により研究・教育機構が水産大学校の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、研究・教育機構が承継する資産の価額（同条第七項の規定により読み替えられた旧水産大学校法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から研究・教育機構に対し出資されたものとする。この場合において、研究・教育機構は、その額により資本金を増加するものとする。 2 附則第三条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する資産の価額について準用する。 （研究・教育機構が権利を承継する場合における非課税） 第十一条 附則第九条第一項の規定により研究・教育機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。 （水産大学校の職員から引き続き研究・教育機構の職員となつた者の退職手当の取扱い）
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第六項	したこと したこと（旧種苗管理センター法等（平成二十七年整備法附則第十四条の規定による廃止前の独立行政法人種苗管理センター法（平成十一年法律第八十四号）、国立研究開発法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第九十三号）又は国立研究開発法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第九十四号）をいう。以下この項において同じ。）又は旧種苗管理センター等が定めていた業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則（以下この項において「旧種苗管理センター等規則」という。）に違反する職務上の行為をしたことを含む。次条において同じ。）	（水産大学の解散等） 第九条 独立行政法人水産大学校（以下「水産大学校」という。）は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「研究・教育機構」という。）が承継する。 2 この法律の施行の際現に水産大学校が有する権利のうち、研究・教育機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時ににおいて国が承継する。 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。 4 水産大学校の平成二十八年三月三十一日に終る事業年度及び中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十二条第一項の規定による評価は、研究・教育機構が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は研究・教育機構が行うものとし、同条第四項前段の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は研究・教育機構に対してなされるものとする。 5 水産大学校の平成二十八年三月三十一日に終る事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条第一項の規定により財務諸表等に關し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、研究・教育機構が行うものとする。 6 水産大学校の平成二十八年三月三十一日に終る事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、研究・教育機構が行うものとする。 7 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、研究・教育機構が従前の例により行うものとする。この場合において、附則第十四条の規定による廃止前の
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号	であつた者 であつた者（旧種苗管理センター等役職員であつた者を含む。）	（研究・教育機構が権利を承継する場合における非課税） 第十一条 附則第九条第一項の規定により研究・教育機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。 （水産大学校の職員から引き続き研究・教育機構の職員となつた者の退職手当の取扱い）
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第二号	の役員又は管理 （旧種苗管理センター等を含む。）の役員又は管理	（研究・教育機構が権利を承継する場合における非課税） 第十一条 附則第九条第一項の規定により研究・教育機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。 （水産大学校の職員から引き続き研究・教育機構の職員となつた者の退職手当の取扱い）
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第三号	と営利企業等 （旧種苗管理センター等を含む。以下この号において同じ。）と営利企業等	（研究・教育機構が権利を承継する場合における非課税） 第十一条 附則第九条第一項の規定により研究・教育機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。 （水産大学校の職員から引き続き研究・教育機構の職員となつた者の退職手当の取扱い）

第十二条 研究・教育機構は、施行日の前日に水産大学校の職員として在職する者（平成十八年整備法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）で引き続き研究・教育機構の職員となつたものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続き続いた在職期間を研究・教育機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が平成十八年整備法の施行の日以後に水産大学校を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

第十三条 研究・教育機構の役員又は職員についての通則法の適用

第十三条 研究・教育機構の役員又は職員についての通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の平成十八年整備法の施行の日以後の水産大学校の職員としての在職期間及び研究・教育機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が同日以後に水産大学校又は研究・教育機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。）

通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第一項	を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第二項第一号	であつた者（旧水産大学校の中期目標管理法に役職員であつた者を含む。）
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の十一	の組織（旧水産大学校を含む。）の組織

法第五十条の四第二項第四号	したること	したること（平成二十七年整備法附則第十四条の規定による廃止前の独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第九十一号。以下この項において「旧水産大学校法」という。）又は旧水産大学校が定めていた業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則（以下この項において「旧水産大学校規則」という。）に違反する職務上の行為をしたことを含む。次条において同じ。）
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第六項	させたこと	させたこと（旧水産大学校の役員又は職員にこの法律、旧水産大学校法若しくは他の法令又は旧水産大学校規則に違反する職務上の行為をさせたことを含む。次条において同じ。）
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号	であつた者	であつた者（旧水産大学校の役員又は職員であつた者を含む。）
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号	であつた者	であつた者（旧水産大学校の中期目標管理法に役職員であつた者を含む。）
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号	定めもの	定めもの（離職前五年間に在職していた旧水産大学校の内部組織として主務省令で定めるものが行つていた業務を行う国立研究開発法人水産研究・教育機構の内部組織として主務省令で定めるものを含む。）
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第二号	の役員又は管理	（旧水産大学校を含む。）の役員又は管理
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第三号	と営利企業等	（旧水産大学校を含む。以下この号において同じ。）と営利企業等

（独立行政法人種苗管理センター法等の廃止）
第十四条 次に掲げる法律は、廃止する。
一 独立行政法人種苗管理センター法
二 国立研究開発法人農業生物資源研究所法
三 国立研究開発法人農業環境技術研究所法
四 独立行政法人水産大学校法
（独立行政法人種苗管理センター法等の廃止に伴う経過措置）
第十五条 種苗管理センター等又は水産大学校の役員又は職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）

第十六条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(船員保険法の一部改正)

国立研究開発法人水産研究・教育機構

国立研究開発法人水産研究・教育機構法(平成十一年法律第九十九号)

(植物防疫法の一部改正)

第十九条 植物防疫法(昭和二十五年法律第五百十一号)の一部を次のように改正する。
第十六条第二号中「独立行政法人種苗管理センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。
(水産資源保護法の一部改正)

第二十条 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
第二十条の見出し中「センター」を「機構」に改め、同条第一項中「国立研究開発法人水産総合研究センター(以下「センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構(以下「機構」に改め、同条第四項及び第五項中「センター」

国立研究開発法人水産研究・教育機構
国立研究開発法人水産研究・教育機構法(平成十一年法律第九十九号)

第十八条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一 独立行政法人種苗管理センターの項、独立行政法人水産大学の項、国立研究開発法人農業生物資源研究所の項及び国立研究開発法人農業環境技術研究所の項を削り、同表国立研究開発法人水産総合研究センターの項を次のように改める。

を「機構」に改める。
第二十一条中「センター」を「機構」に改める。
第三十一条の見出しを削り、同条第三号中「センター」を「機構」に改める。
(国家公務員共済組合法の一部改正)
第二十一条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八十八号)の一部を次のように改正する。
別表第二 独立行政法人種苗管理センターの項、独立行政法人水産大学の項、国立研究開発法人農業生物資源研究所の項及び国立研究開発法人農業環境技術研究所の項を削り、同表国立研究開発法人水産総合研究センターの項を次のように改める。

五項まで」に改め、「漁業災害補償法」の下に「昭和三十三年法律第五百八十八号」を加える。
(種苗法の一部改正)

第二十三条 種苗法(平成十年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第十五条第二項中「独立行政法人種苗管理セ

ンター(以下「種苗管理センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「研究機構」に改め、同条第五項及び第六項中「種苗管理センター」を「研究機構」に改める。
第四十七条第二項中「種苗管理センター」を「研究機構」に改める。
第六十三条の見出し中「種苗管理センター又は家畜改良センター」を「研究機構等」に改め、同条第一項中「種苗管理センター」を「研究機構」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「種苗管理センター又は家畜改良センター」を「研究機構等」に改める。
第六十四条(見出しを含む)及び第七十四条中「種苗管理センター又は家畜改良センター」を「研究機構等」に改める。
(種苗法の一部改正に伴う経過措置)
第二十四条 前条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の種苗法(以下この条において「旧種苗法」という)第十五条第二項又は第四十七條第二項の規定により種苗管理センターに行わせている栽培試験は、前条の規定による改正後の種苗法(以下この条において「新種苗法」という)第十五条第二項又は第四十七條第二項の規定により研究機構に行わせている栽培試験とみなす。

国立研究開発法人水産研究・教育機構
国立研究開発法人水産研究・教育機構法(平成十一年法律第九十九号)

(印紙税法の一部改正)

第二十二條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第三の文書名の欄中「第十四条第一項第一号から第四号まで及び第十号」を「第十四条第一項第一号から第四号まで及び第三項から第

第八部 農林水産委員会会議録第十九号 平成二十七年九月八日【参議院】

ンター(以下「種苗管理センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「研究機構」に改め、同条第五項及び第六項中「種苗管理センター」を「研究機構」に改める。
第四十七条第二項中「種苗管理センター」を「研究機構」に改める。
第六十三条の見出し中「種苗管理センター又は家畜改良センター」を「研究機構等」に改め、同条第一項中「種苗管理センター」を「研究機構」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「種苗管理センター又は家畜改良センター」を「研究機構等」に改める。
第六十四条(見出しを含む)及び第七十四条中「種苗管理センター又は家畜改良センター」を「研究機構等」に改める。
(種苗法の一部改正に伴う経過措置)
第二十四条 前条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の種苗法(以下この条において「旧種苗法」という)第十五条第二項又は第四十七條第二項の規定により種苗管理センターに行わせている栽培試験は、前条の規定による改正後の種苗法(以下この条において「新種苗法」という)第十五条第二項又は第四十七條第二項の規定により研究機構に行わせている栽培試験とみなす。

施行日前に旧種苗法第十五条第二項又は第四十七條第二項の規定により種苗管理センターに行わせた栽培試験は、新種苗法第十五条第二項又は第四十七條第二項の規定により研究機構に行わせた栽培試験とみなす。
3 施行日前に旧種苗法第十五条第五項(旧種苗法第四十七條第三項において準用する場合を含む)の規定により種苗管理センターが依頼した栽培試験は、新種苗法第十五条第五項(新種苗法第四十七條第三項において準用する場合を含む)の規定により研究機構が依頼した栽培試験とみなす。

(独立行政法人水産総合研究センター法の一部改正)

第二十五条 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律(平成十四年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。
附則第七條中「(国立研究開発法人水産総合研究センター)の下に」又は「国立研究開発法人水産研究・教育機構」を加える。
(食品安全基本法の一部改正)

第二十六条 食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第二十七條第三項中、国立研究開発法人農業環境技術研究所法(平成十一年法律第九十四号)第十三條第一項を削り、「国立研究開発法人水産総合研究センター法」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構法」に、「第十五條第一項」を「第十六條第一項」に改める。
(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部改正)

第二十七条 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。
第三十二条第一項中「独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、国立研究開発法人水産総合研究センター」を「独立行政法人家畜改良センター、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改め、同項第一号中「独立行政法人種苗管理センター」を削り、「及び国立研究開発法人水産総合研究センター」を、「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改める。
(平成十八年整備法の一部改正)

第二十八条 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

二二

附則第四条第三項中「引き続き当該施行日後の研究機構等」の下に「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第号。以下この項において「平成二十七年整備法」という。）第二条の規定による改正前の国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第九十九号）第二条の国立研究開発法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産研究・教育機構、平成二十七年整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人農業生物資源研究所、同項の規定により解散した旧国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター並びに国立研究開発法人森林総合研究所を含む。以下この項において同じ。」を加える。

附則第五条中「独立行政法人農業者大学校」を「独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所」、「及び独立行政法人さけ・ます資源管理センター」を「独立行政法人さけ・ます資源管理センター及び独立行政法人水産大学校」に、「国立研究開発法人水産総合研究センターの、独立行政法人種苗管理センターを退職した者にあつては独立行政法人種苗管理センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改め、「独立行政法人水産大学校を退職した者にあつては独立行政法人水産大学校の、独立行政法人農業生物資源研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人農業生物資源研究所の、独立行政法人農業環境技術研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人農業環境技術研究所の」を削る。

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正）

第二十九条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号及び第二十五号を次のように改める。

二十四及び二十五 削除

別表第一第二十八号を次のように改める。

二十八 国立研究開発法人水産研究・教育機構

（農林水産省設置法の一部改正）

第三十条 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五号を次のように改める。

五 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び国立研究開発法人国際農林水産業研究センターに關すること。

平成二十七年九月二十五日印刷

平成二十七年九月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P